

令和5年度

HOKKAIDO SHINREN REPORT

2023

JA北海道信連の現況



JAグループ北海道は、 北海道550万人と共に創る「力強い農業」と 「豊かな魅力ある地域社会」を実現します。

JAバンク北海道は、JAグループ北海道の将来ビジョンの
実現に向けた各種取り組みを通じて、
「農業者と地域住民から信頼され選ばれ続けるJAバンク北海道」を目指します。

自己改革の取り組み

これまで取り組んできた不断の自己改革を更なる高みに到達させるよう、
組合員との対話を通じて加速する社会・経済環境の変化を共有しながら
その実践・改善に取り組んでまいります

将来ビジョンを実現するために、
JAグループ北海道が取り組むべき重要課題と重点取組事項

【基本目標 1】

「JA 運営の好循環」に向けて
対話の成果を実践

～加速する社会・経済環境の変化への適応～

【基本目標 2】

「JA運営の好循環」を支える
人づくり・JA経営の強化

JA北海道信連は、
食料生産基地「北海道」の農業を支えるとともに
農業者、消費者など「お客さま」にとって、
たいせつなパートナー、身近な金融機関として、
これからもお客さまと一緒に歩み続けていきます。

CONTENTS

JA北海道信連

ごあいさつ	2
JAグループの仕組み	3
JAバンクシステムについて	3
JA北海道信連の基本姿勢	5

事業実績

食料生産基地としての北海道	7
当会事業のあらまし	8
経営環境と業績	9
自己資本・不良債権の状況	11

事業トピックス

担い手の経営安定に資する貸出対応力強化の取り組み	13
組合員・利用者に寄り添うライフプランサポートの実践	16

サステナブル経営の取り組み

JA北海道信連SDGs宣言	20
SDGs重要取り組みテーマ	20
気候変動への対応	21
取り組み事例	23
社会的責任について	26

リスク管理の態勢

リスクマネジメントについて	28
コンプライアンスについて	30
業務の適正を確保するための体制について	34
個人情報保護の取り組みについて	37

商品サービスのご案内

業務のご案内	39
商品のご案内	41
各種手数料一覧（一般）	43

組織・ネットワーク

組織と機構	45
店舗一覧・ネットワーク	47
沿革	48

資料編Ⅰ

経営状況等	50
-------	----

資料編Ⅱ

自己資本の充実の状況等	96
役員等の報酬体系	129

索引

索引	131
----	-----

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した、ディスクロージャー資料です。
金額は原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



代表理事理事長
長谷川 隆行

経営管理委員会会長
石井 透

ごあいさつ

皆さまには、平素よりJA北海道信連をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。ごさいます。

当会は昭和23年の設立以来、北海道農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域社会の繁栄に役立つ金融機関を目指し、JAグループの一員として、会員JAと共に皆さまの信頼とニーズにお応えして参りました。

本年度は「農業者と地域住民から信頼され、選ばれ続けるJAバンク北海道」を長期ビジョンに掲げる、第14次中期経営計画「Build Up the Value!～農業・くらし・地域への新たな「価値」創造～」の実践2年目になります。

第30回JA北海道大会において決議された、将来ビジョンである「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある地域社会』の実現に向けて、JAが総合事業体として地域社会に貢献し、JAバンク北海道が農業者・地域住民とともに発展していくよう取り組んでまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

「JA北海道信連の現況2023」は当会の経営方針、業務内容、最近の業績等についてご紹介するために作成したものであります。

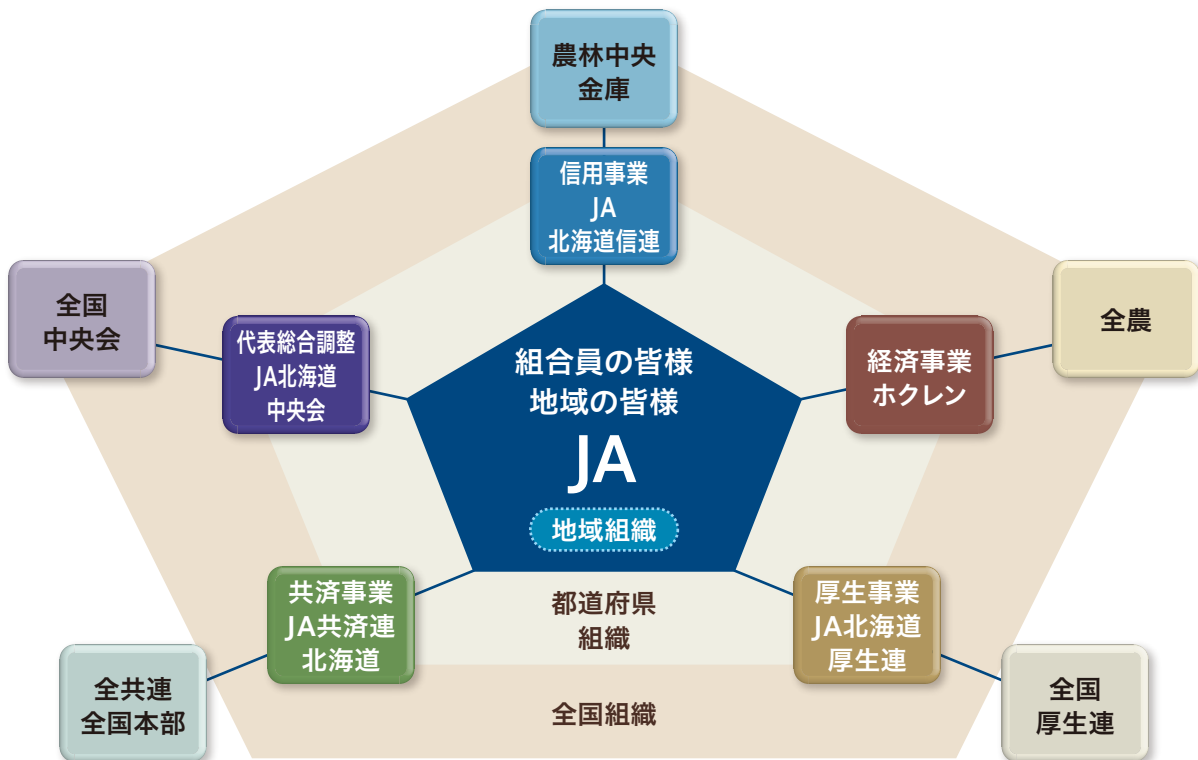
皆さまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

令和5年7月

経営管理委員会会長 石井 透

代表理事理事長 長谷川 隆行

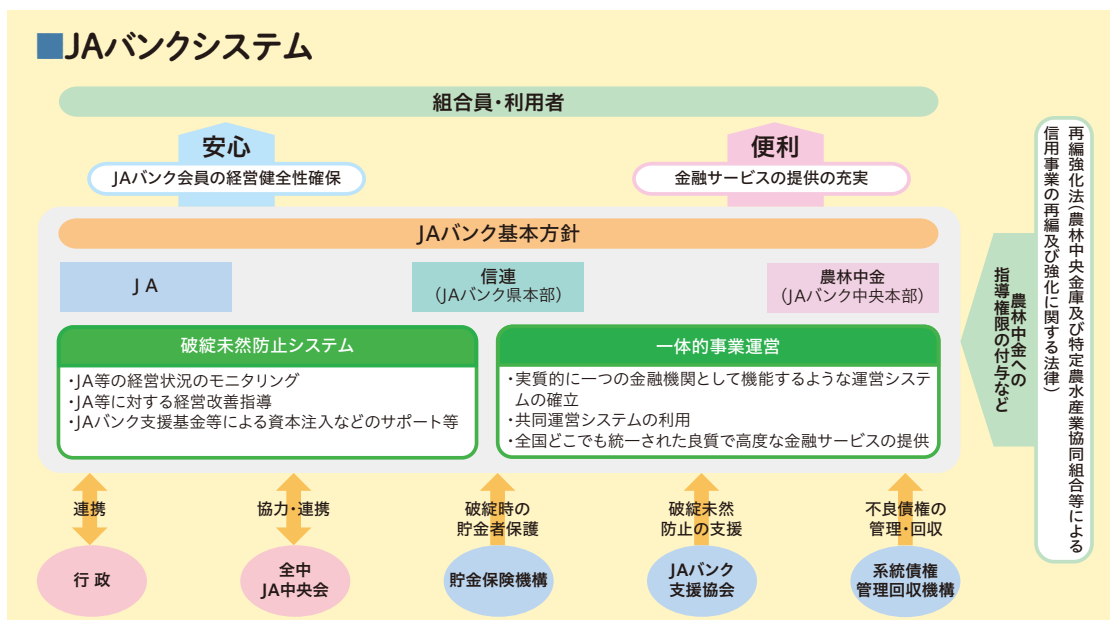
JAグループの仕組み



JAバンクシステムについて

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットと きめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



JAバンクの「安心」

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。これにより、組合員・利用者の皆さまに、より一層の安心をお届けしております。

■JAバンク・セーフティーネットのイメージ

破綻未然 防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度



貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

JA・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

JAバンクの「便利」

■JAネットバンク・JAバンクアプリ

JAネットバンクでは、お手持ちのパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、また、ご来店していただく必要なくお振込や税金・公共料金のお支払い（ペイジー）、定期貯金取引等の各種サービスがお気軽にご利用いただけます。

また、JAバンクアプリでは、キャッシュカードをお持ちのお客様であれば、スマートフォン等から口座残高・取引明細のチェックや通帳レス口座への切替のほか、税金等のコード決済（ペイビー）がご利用いただけます。

■身近で便利な店舗やATM網

JAバンクは、全国に店舗やATM網を展開しており、グループ全体のネットワークと総合力で、組合員・利用者の皆さまに、より身近で、より便利な地域の金融機関としてご利用いただけます。また、JAバンクのキャッシュカードをお持ちの皆さまは、他の提携金融機関のATMでもお引き出し、残高照会のサービスをご利用いただけます。

なお、ゆうちょ銀行のATMやセブン・イレブン、ローソンなどに設置されたコンビニATMでは、ご入金のサービスもご利用いただけます。

JA北海道信連の基本姿勢

経営理念

当会は協同組合組織の農業専門金融機関として、会員JAとその構成員である組合員の経営と生活の向上を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与いたします。
また、地域金融機関として、組合員等利用者のニーズに対してJAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業およびその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献いたします。

経営方針

当会は昭和23年設立以来、JAと共に「北海道農業の発展と地域経済への貢献」をモットーに、次の事項を基本として事業運営を行っております。

1. 組合員の経営と生活の向上および食料生産基地「北海道」の生産基盤充実への寄与
2. JA信用事業機能強化に向けての支援
3. 地域社会の発展に寄与する農業関連産業・北海道経済を担う企業へのサービスの提供

事業計画

当会はJA北海道大会で決議された将来ビジョンに基づき、中期経営計画「Build Up the Value! (令和4年度～6年度)」を策定し、「農業者と地域住民から信頼され選ばれ続けるJAバンク北海道」を目指して、以下の計画の実践に取り組んでまいります。

第14次中期経営計画

計画名称 『Build Up the Value!』～農業・くらし・地域への新たな「価値」創造～

基本戦略 **基本戦略1 金融仲介機能の発揮**

総合事業を活かしたJAバンクならではの価値提供として、資金供給を中心にコンサル機能を含めたステークホルダー目線での金融仲介機能を、JAが農業・くらし・地域の各領域で発揮していくことを支援します。

基本戦略2 持続可能なJA経営基盤の確立・強化への支援

金融仲介機能発揮の土台として、業務効率化等による経営改善を通じて収益性や健全性の維持・向上を図り、併せて、内部管理態勢の高度化や人材育成によるJAの経営基盤確立・強化を支援します。

基本戦略3 JAの機能発揮を支える信連の取り組み

当会の最大の使命は、会員への安定的かつ継続的な収益・機能還元であり、低金利環境や金融規制強化等の厳しい経営環境のなか、運用基盤の拡充、業務の効率化、自己資本施策等に取り組み、更なる経営基盤の強化を目指します。



JAバンク北海道

事業実績

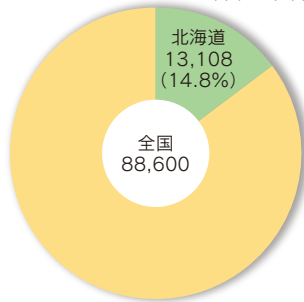
食料生産基地としての北海道

北海道の農業産出額は1兆円を超え、国内シェアは14%を超えるなど、食料生産基地「北海道」としての地位を確立しています。

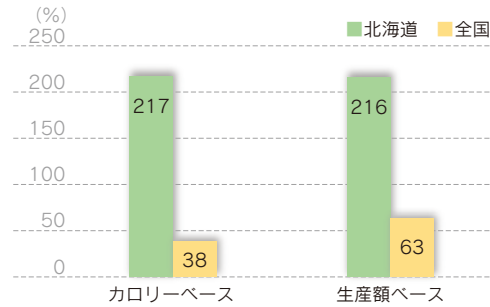
JAバンク北海道では、地域から信頼されるパートナーとして農業経営やくらしをサポートしています。

農業産出額（令和3年）

（単位：億円）

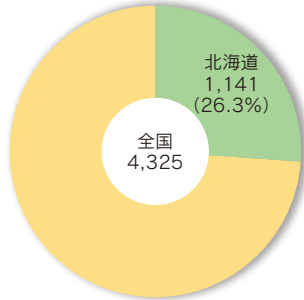


食料自給率（令和3年）



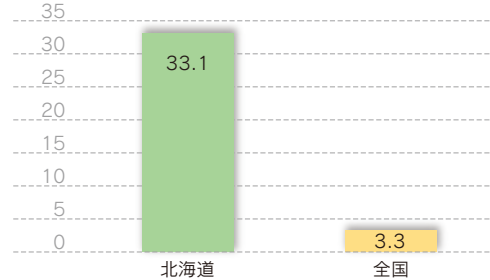
耕地面積（令和4年7月）

（単位：千ha）



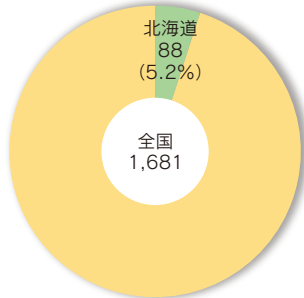
1農業経営体あたりの経営耕地面積（令和4年2月）

（単位：ha）

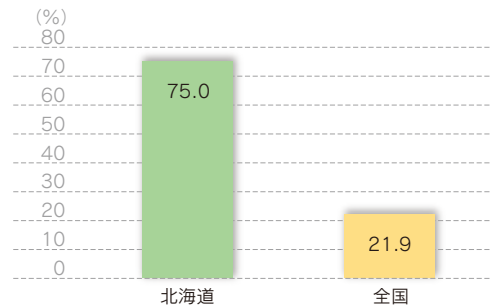


農業就業人口（平成31年2月）

（単位：千人）



主業農家率（令和4年2月）



資料：北海道農政事務所「農林水産基本データ集（北海道）」等

当会事業のあらまし (令和4年度末)

調 達

貯 金
(NCDを含む)
3兆2,710億円

- 全道JA、連合会および関係団体の余裕金、決済資金をお預かりしております。また、一般法人・個人の方々からもご利用いただいております。



運 用

貸出金
7,923億円

うち、JA・系統関連企業等
1,881億円

うち、一般企業等
6,041億円

余裕金
2兆7,861億円

うち、預け金
1兆9,163億円

うち、有価証券
8,181億円

- 農業者の必要な資金をJAと共に融資しております。
- 地域経済の発展を支える企業および地方公共団体等に、当会の資金を活用していただいております。



- 農林中金への預け金や国債等債券の保有を中心に、安全性・流動性に留意しながら運用しております。



受託業務

受託貸付金
3,185億円

うち、日本政策金融公庫資金
3,131億円

うち、住宅金融支援機構
53億円

- 農業の生産基盤拡充や経営維持などに必要な資金を日本政策金融公庫等の受託金融機関として取り扱い、JA資金や当会資金と総合的な融資を通じて、北海道農業を支えるよう努めております。



不良債権比率

0.74%

不良債権比率は1%未満と低い水準であり、貸倒引当金、担保・保証等による保全額の割合も9割を超えております。

自己資本比率

13.57%

自己資本比率は、13.57%と、健全性を維持する水準を確保しております。

注) 詳細は「経営環境と業績」等、該当本文をご覧ください。

経営環境と業績

経済・金融動向～景気は世界的に持ち直しの動きも、国内の金融政策は緩和維持

国内経済は、新型コロナウイルス感染症による停滞を経て経済活動の再開が本格化し始めた一方、国際情勢の変化や急激な円安進行に伴う物価上昇が、農業をはじめとした多くの産業に影響を与えました。

海外経済は、需要と供給の両面でコロナ危機から回復傾向を辿ってきましたが、国際紛争の長期化や欧米を中心とした高インフレ等により回復ペースに鈍化がみられました。

このような状況下、海外では欧米中央銀行がインフレ抑制を目的とした利上げを実施し、金利が著しく上昇。日本銀行は現行金融緩和政策の枠組みを維持する中、長期金利の変動許容幅を拡大させる政策修正により長期金利に上昇の動きがみられるも、短期金利は依然として低水準で推移しました。

農業情勢～厳しさを増す農業経営

北海道農業は、自然災害等の気象変動の影響を受けた作物や地域があったものの、農業者の営農努力もあり、概ね平年作を確保することができました。

他方、新型コロナウイルス感染症に伴う農畜産物の需要回復遅れ、国際紛争の長期化や急激な円安による農業生産資材の価格高騰が農業経営に甚大な影響を及ぼしているほか、世界各国で食料自給を強化し輸出を規制する動きが出る等、食料安全保障にかかる大きな危機に直面しております。

こうした中、JAバンク北海道では、第30回JA北海道大会で決議された将来ビジョン「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある地域社会』」および基本目標「JA運営の好循環に向けて対話の成果の実践と人づくり・JA経営の強化」の達成に向け、金融仲介機能の発揮とその土台となる持続可能なJA経営基盤の強化、人材の創出・育成に取り組んでまいりました。

損益の状況

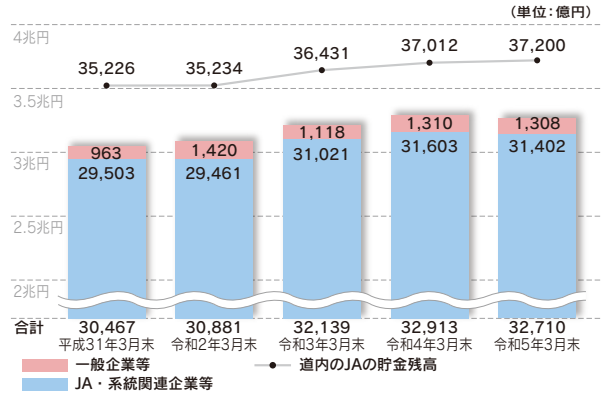
上記経営環境のなか、令和4年度は、金融市場の変化に応じた機動的なALM運営を通じ、安定還元継続と内部留保の確保を両立させた財務運営に取り組んだ結果、経常利益53億円、当期剰余金45億円を計上しました。

令和4年度業績

■貯金・NCD

貯金およびNCDは、前期末比202億円（0.62%）減少し、期末残高は3兆2,710億円となりました。

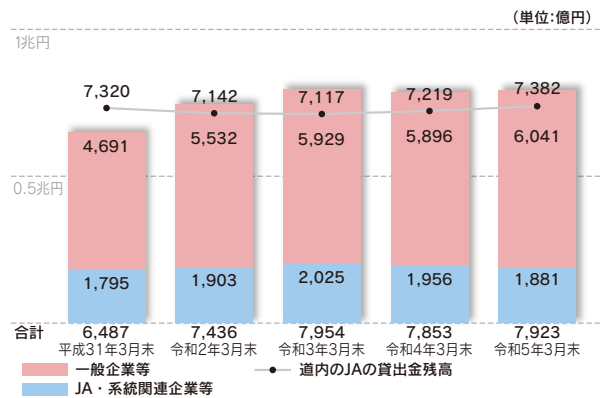
なお、内訳はJA・系統関連企業等への貯金およびNCDが3兆1,402億円、一般企業等（地方公共団体含む）に対する貯金およびNCDが1,308億円となっています。



■貸出金

貸出金は、前期末比70億円（0.89%）増加し、期末残高は7,923億円となりました。

なお、内訳はJA・系統関連企業等への貸出金が1,881億円、一般企業等（地方公共団体含む）に対する貸出金が6,041億円となっています。



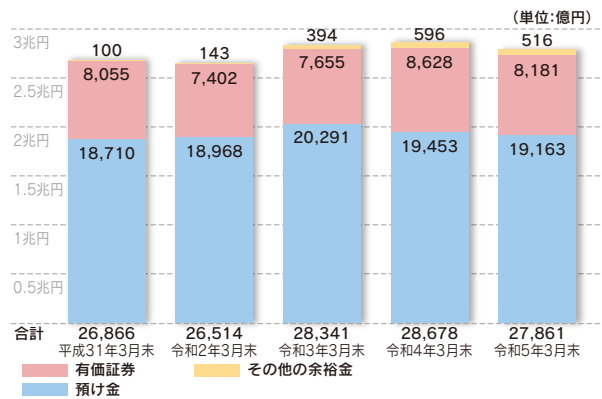
■余裕金

余裕金については、預け金や固定利付債券による安定収益確保のための運用を基本に取り組みました。

有価証券残高は、前期末比446億円（5.18%）減少し、8,181億円となりました。

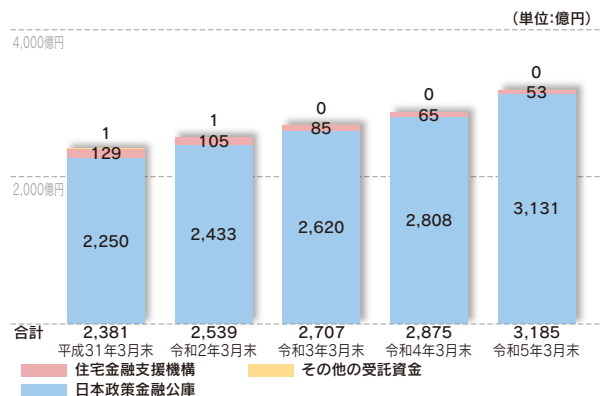
預け金については、同290億円（1.49%）減少し、期末残高は1兆9,163億円となりました。

余裕金全体では、同817億円（2.85%）減少し、残高は2兆7,861億円となりました。



■受託貸付金

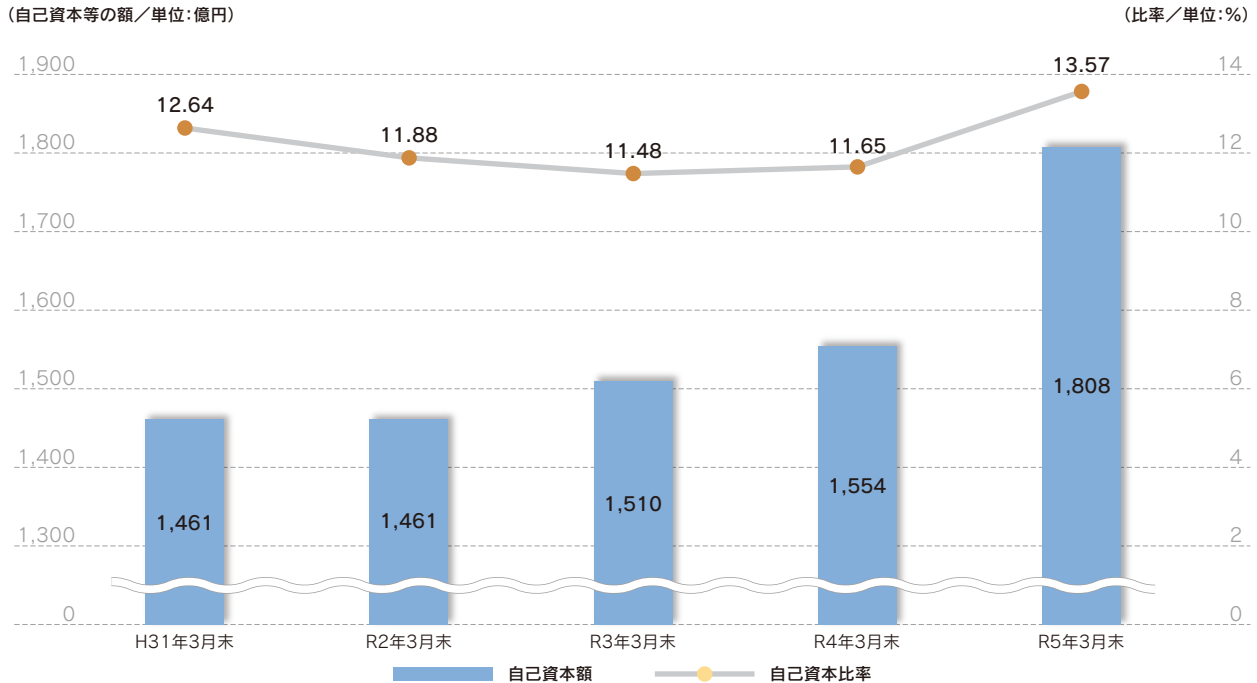
受託資金の期末残高は、前期末比では310億円増加し、3,185億円（うち日本政策公庫資金3,131億円、同住宅金融支援機構資金53億円）となりました。



自己資本の状況

令和4年度末における当会の自己資本比率は、自己資本造成計画に基づく会員からの出資受入も寄与し、単体ベースで13.57%、連結ベースで13.60%となり、健全性を維持する水準を確保しております。

自己資本比率の推移

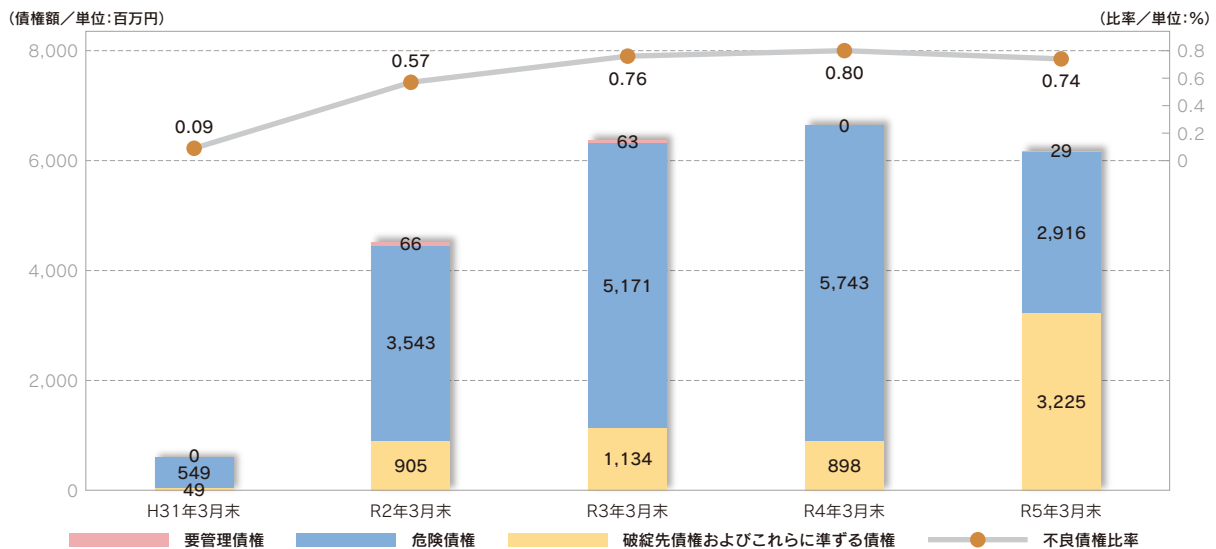


詳細は、資料編の「自己資本充実の状況等」をご参照願います。

不良債権の状況

令和4年度末における当会の不良債権比率は0.74%で、低水準を維持しております。

不良債権比率の推移



詳細は、資料編の「農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況」をご参照願います。

JAバンク北海道

事業トピックス

担い手の経営安定に資する貸出対応力強化の取り組み

農業所得の向上に向け、ニーズに応じた資金融資や生産コスト低減等への金融面からの支援に取り組んでおります。

JAバンク北海道の多様な農業資金

対象者や資金用途に応じ、さまざまな資金を設けています。道内JA統一資金のほか、北海道信連独自資金も設けており、JAバンク北海道が一体となって担い手等への金融対策強化に取り組んでいます。

【道内JA統一資金】

(単位：百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
JAフルスペックローン	農機具や格納庫など、比較的小口の設備資金	75,311
JA農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより緊急に必要となる中・長期運転資金	5,073
JAエクステンジローン	他の金融機関から借入している農業経営に係る事業資金の借換に必要な資金	4,608
JA農業経営サポートローン	経営所得安定対策に係る交付金等入金までの間に必要となる運転資金	249
JA農業経営ステップアップローン	農業経営に必要な設備資金や中・長期運転資金	39,031
JA営農応援ローン	農業経営に必要な短期運転資金	1,495
JA新規就農応援資金	新規就農者の農業経営にかかる設備・運転資金	227
JA再生可能エネルギー施設等資金	再生可能エネルギー利用の取り組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金	165
JA農業後継者応援資金 JA中核農業者応援資金	既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用	2,243
JA担い手経営対策資金	既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用	340
JA畜産等経営資金	繁殖牛導入等に必要な長期運転資金 初生牛（素牛）の育成・肥育に必要な運転資金等	450
JA農業経営維持継続資金	大規模災害下における営農の維持継続に必要な既往債務の借換並びに農業経営改善に必要な資金	11

【北海道信連独自資金（農家組合員向け）】

(単位：百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
農業経営ステップアップ資金	農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金	4,687
信連 新規就農者資金	新規就農者が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（営農資金・住宅資金）	291
信連 農業法人経営応援資金	農業法人が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（運転資金・機械・設備資金）	3,343
信連 担い手経営対策資金	返済負担軽減や農業経営の安定化・高度化のための既往負債の借換並びに借換に必要な費用	1,092
信連 畜産等経営資金	繁殖牛導入等に必要な長期運転資金 初生牛（素牛）の育成・肥育に必要な運転資金等	718
再生可能エネルギー資金	再生可能エネルギー事業にあたり必要となる資金（運転資金・設備資金）	313

【北海道信連独自資金（総合JA向け）】

(単位：百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
農業経営緊急支援資金	生産資材の高騰あるいは災害などにより、緊急に必要なとなる運転資金をJAが農業者に融資する際の原資をJAに融通する資金	2,405
共同利用施設等設備資金	組合員が利用する共同利用施設等をJAが建設するための設備資金	25,409

当会では独自資金のほかに、制度資金や受託資金も取り扱っております。

【制度資金取り扱い状況】

(単位：百万円)

資金名	残高
農業近代化資金	3

【受託資金取り扱い状況】

(単位：百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
日本政策金融公庫 (農林水産事業)	生産力の維持増進・食料の安定供給の確保に必要な資金	312,838
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	教育を受けるために必要な資金	316
住宅金融支援機構	災害関連融資等政策的に重要なものを除き、原則として新規のお取り扱いはしていません。	5,529

再生可能エネルギー資金の創設

JAバンク北海道として、多様な関係者との連携のもと、農林漁業の健全な発展と調和がとれた再生可能エネルギーの利活用に取り組み、地域内での資源活用・循環による持続可能な社会実現に貢献するべく、新たに再生可能エネルギー事業向けの資金メニューを創設しました。

なお、本取り組みは、農林水産省が公表する「農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイドンス」に掲載されました。

新規実行額（令和4年度）：313百万円

地域畜産農家の糞尿処理問題の効率化を目的としたバイオガス施設の案件に対し資金対応しています。

JAバンク北海道サポート事業について

当会は、北海道農業や担い手を支援するため、平成26年度より「一般社団法人JAバンク北海道サポート基金」を設立し、新たに『JAバンク北海道サポート事業』を展開しています。

この事業は、道内のJAバンクから農業資金および住宅ローンの融資を受ける農業者・組合員に対し、利子助成を行うことにより借入負担の軽減を図るものです。

さらに、担い手のニーズ等の調査・研究や環境に配慮した地域社会の実現に繋がる事業・地域貢献活動等、幅広く北海道農業をサポートする事業に取り組んでおります。

農業所得の向上支援

担い手の経営安定に資する貸出対応力強化の取り組み

農業者の所得増大やコスト低減に繋がる投資等への十全な資金対応を実現するため、多様な農業資金を用意し、農業者のニーズに適応した資金提案を実施しているほか、利子補給事業による借入負担軽減や農業融資に強い専門人材の育成を通じた事業実施体制の強化に取り組みました。

商談会への参加

販路拡大機会の提供を通じて道内農畜産物の付加価値向上を後押しするため、平成30年度より、北洋銀行と帯広信用金庫が主催する「インフォメーションバザールin Tokyo」に、特別協力として参加しています。

令和4年度は、オンライン形式での個別商談会「北海道「食」のオンライン個別商談会」が開催され、出展JAに対する取り組み支援を行いました。

相談・コンサル機能の発揮

北農5連JA営農サポート事業

JAグループ北海道で構成する「北農5連JA営農サポート協議会」において、喫緊の課題である労働力確保に向けた事業や多様化・高度化する農業者の経営課題やニーズに対応するコンサル機能の一層の充実に取り組みました。

- ① 農業経営支援事業
- ② 農業人材育成確保支援事業
- ③ 農業労働力対策事業



JAグループ北海道農業経営フォーラムの開催

農業経営フォーラムは、農業経営支援の一環として、平成23年度よりJAバンク北海道が主催し、JAグループ北海道が一体となって開催しているものです。

令和4年度は、「“女性活躍”∞“農業”」というテーマのもと、3名の講師の方に講演をいただきました。



新型コロナウイルス感染症及び生産資材価格高騰に対する取り組み

JAバンク北海道では、新型コロナウイルス感染症および生産資材価格高騰の影響を受けた農業者に対する資金繰り支援として、国の経済対策を最大限活用すべく、低利な制度資金（農林漁業セーフティネット資金）の円滑な取扱いに取り組みました。

更なる感染の拡大、影響の長期化が懸念されることに加え、昨今の国際的な物価高騰を背景とした農業生産資材等の価格上昇が農業経営を圧迫している中、農業者の資金繰り及び次年度の作付け等に支障が出ない様、金融支援に取り組みました。

影響を受けた農業者に対する農林漁業セーフティネット資金の令和4年度の取り扱いは、2,603件、29,480百万円となりました。

組合員・利用者寄り添うライフプランサポートの実践

利用者に対する生活資金の供給（貸出）を通じ、地域における資金循環の活性化と、利用者ニーズに適切した提案や、利用者のライフイベントに応じた最適な金融サービスを提供し、利用者の豊かな暮らしの実現に取り組んでいます。

ニーズに応じた生活資金の対応

JAバンク北海道は、生活資金の貸出を通じた地域における資金循環と地域活性化への貢献を目指し、組合員・地域の皆さまのニーズにお応えできるよう貸出強化に取り組んでいます。

住宅ローン利子助成の実施

JAバンク北海道では、環境に配慮した住宅取得等でJAの住宅ローンをご利用される組合員を対象に、利子助成による借入負担の軽減を行い、組合員の生活の向上や環境に配慮した地域社会の実現に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症に伴うローン返済猶予等の対応

JAバンク北海道では、JAの住宅ローンやマイカーローン、教育ローンなどの生活資金をご利用中のお客様につきまして、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方を対象に、ローンの元金返済猶予の相談受付および条件変更の対応を行っています。（令和5年3月末時点で59件受付。）

引き続き、お客様からのご相談に丁寧かつ親身に対応してまいります。

ライフイベントに応じた金融商品・サービスの提供

組合員・地域の皆さまへの金融サービス提供に向けた取り組み

JAバンク北海道では、JA利用者の就職・結婚・退職等のライフイベントに応じて、組合員・利用者のライフプランに寄り添った金融サービスを提供し、利便性向上に取り組んでいます。

令和4年度は、住宅ローンやマイカーローンのお借入れ、年金のお受取りなどでJAバンクをご利用いただいた方には、「牛乳贈答券・おこめギフト券」や、全道69JAの商品を集めた「全道JA特産品カタログ」、道産小豆を使用した「招福ようかん」などの特典をご用意し、利用者の皆さまに“JAならではの”の魅力を感じていただける企画を実施しました。

また、JAバンク北海道の公式LINEアカウント「よりぞうクラブ北海道」を開設し、お得な情報の発信とJAバンクのご利用に応じて「全道JA特産品カタログ」をプレゼントする企画「よりぞうからの贈り物」を実施しています。

【住宅ローンキャンペーン】

美味しい農畜産物をお届けします!

JA 住宅ローン キャンペーン

期間/2022年4月1日(金) ▶ 2022年12月30日(金)

期間中、JA住宅ローンをお借入れいただいたお客さまを対象に
農畜産物5,000円相当
を先着で1,000名様にプレゼント!

さらに! 抽選で68組(136名様)にファイターズ観戦ペアチケットをプレゼント!

新築住宅の購入、リフォーム、中古住宅の購入、住宅ローンのお借換えなど住宅に関するすべての用途にご利用いただけます!

◆対象条件/実施期間中に1,000万円以上の本審査申込いただいたお客さま
 ◆応募方法/住宅ローン窓口で配布する応募用紙にてご応募ください。

JAバンク北海道は北海道日本ハムファイターズを応援しています。
 詳しくは、お近くのJA窓口までお気軽にお問い合わせください。

【JAネットマイカーローンキャンペーン】

JAネット マイカーローン キャンペーン

~この瞬間もネットローン受付中~

2022年4月1日(金) ▶ 2022年12月30日(金)

車も特典もゲットしよう!

先着**500**名様に牛乳贈答券(5枚、1,000円相当)またはおこめギフト券(2枚、880円相当)を**プレゼント!**

対象者: マイカーローンの申込のうち、インターネットでお申し込みいただき、実施期間中にJAバンク窓口で本申込をいただいたお客さま

詳しくは、お近くのJA窓口にお問い合わせください。

事業トピックス

【年金ご予約キャンペーン】

JAバンクの 年金ご予約 キャンペーン

より便利に、より安心に

期間中、年金受取を開始する月の6ヵ月前までに年金受取予約をしたお客さまの中から先着で1,000名様に牛乳贈答券(3枚)もしくはおこめギフト券(1枚)をプレゼント!

年金のお手続きに関してJAがお手伝いします!

①ご相談 ②ご予約 ③年金請求 ④お手続き

【年金サクスプレゼント】

JAバンクの 年金サクスプレゼント

2022年 7月1日(金) ▶ 7月29日(金)

上記期間中、北海道内のJA窓口でDM+ガキをご持参の方に**招福ようかん**をプレゼント

【よりぞうクラブ北海道・特産品カタログ】

全道JA 特産品 カタログ

よりぞうからの贈り物住宅ローンキャンペーン

デジタル技術を活用した新たなサービスの提供

JAバンク北海道では、従来からご提供しているインターネットバンキングやJAバンクアプリに加えて、JAバンク口座からメルPay、PayPay、ファミペイ、J-CoinPayに即時チャージ（振替）ができるサービスや、JAバンクアプリから通帳レス口座への切替え、税金等を簡単にお支払できるサービスなどデジタル技術を活用した新たなサービスを提供しています。今後も利用者の皆さまの利便性向上に向けて、サービスの充実に取り組んでまいります。

JAバンクで、はじめよう!
かんたんキャッシュレス

メルPay、PayPay、ファミペイ、J-CoinPayへのチャージが簡単!

税金等を簡単にお支払い!

口座振替もWEB上で完結できます!

JA（バンク）サポーターの拡大に向けた取り組み

JAバンク北海道では、地域活性化やJAバンクの認知度向上を目的として、令和4年8月にプロ野球の北海道日本ハムファイターズ対埼玉西武ライオンズ戦に協賛し、「JAバンク北海道スペシャルナイター」を開催しました。

来場者10,000名に、北海道日本ハムファイターズとJAバンクキャラクター「よりぞう」がコラボレーションした「クリアファイル」を配布しました。また、ラッキープレゼントとして、牛乳の消費拡大も兼ねて、抽選で100名様に牛乳贈答券と「よりぞう」グッズをプレゼントしました。

試合前のイベントには、少年野球チームを招待してイベントを開催したほか、JA特産品のPR販売コーナーやJAバンク北海道の公式LINEアカウント「よりぞうクラブ北海道」のPRを行い、来場者に“JAらしさ”をアピールしました。

【当日の様子】



【クリアファイル】



(表面)

(裏面)

【ラッキープレゼント】



【練習見学の様子】



【JA特産品PR販売ブース（JAるもい・JA東神楽・JAしれとこ斜里）】



食農教育応援事業にかかる取り組み

JAバンク北海道の食農教育応援事業の一環として「わくわく農業家庭菜園」を実施しました。

補助教材「農業と私たちの暮らし」のアンケートにご協力いただいた道内10校の小学校に、約450個の「野菜栽培キット」を提供し、種まきから収穫まで（7月から12月の期間）栽培していただきました。

【野菜栽培キット「ECOT（エコット）」】



ミニキャロット



ラディッシュ

JA北海道信連

サステナブル経営
の取り組み

JA北海道信連SDGs宣言

当会は、『JAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業及びその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献する』という経営理念のもと、事業活動を通じて国際連合が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、農業とくらしの発展による持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月開催の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた社会・経済・環境等の様々な問題の解決に向けた国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される。

SDGs重要取り組みテーマ（マテリアリティ）

- 「経営理念」と「行動憲章」に基づく事業活動を通じて、本会を支えている全てのステークホルダー（利害関係者）と地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、本会の社会的評価と地域における存在価値向上に取り組みます。
- 農業・地域を取り巻く社会課題に4つのアプローチで取り組みを展開し、持続可能な開発目標の達成に貢献します。

4つのアプローチ アグリ・ジョナル イー・エス・ジー **[AgRegional E・S・G]**

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

① 農業・地域経済/社会

農業の持続的成長を支える

地域経済とコミュニティの活性化に貢献する

- 資金供給を通じた地域内の資金循環による地域活性化
- 農業所得の向上支援
- デジタル技術を活用した金融サービスの提供
- 協同組合間、他業種との連携強化

② 環境保全

自然環境の維持・保全に貢献する

- 投資における環境への配慮
- 環境負荷の軽減
- 環境保全活動

③ 少子・高齢化社会

次世代への対応

高齢者の安心・安全な生活を支える

- 子ども向けの食農、環境、金融・経済等の教育文化の振興
- 資産形成・継承の相談・支援
- 金融犯罪防止への取り組み

④ ガバナンス（経営基盤）

コーポレートガバナンス	リスク管理・内部監査
コンプライアンス	ダイバーシティ推進

- 内外の環境変化に即した経営管理の高度化
- 農業・金融の視点に立ち、質の高い課題解決能力等を有する人材の育成
- 多様な人材が活躍できる職場づくり

【AgRegional E・S・G】
社会課題解決に向けて
本会が取り組む4つのアプローチの総称

① 農業 (Agri) と地域 (Regional) を組み合わせた造語
 ② 環境 (Environment)
 ③ 社会 (Social)
 ④ ガバナンス (Governance) の頭文字をとった略

気候変動への対応（TCFD提言に基づく開示）

当会の基盤となる農業は、気候変動による負の影響を被りうると同時に、気候変動を増幅させる潜在的可能性を有している産業でもあります。気候変動への対応は、当会の使命である農業の発展に貢献するものであり、当会は、気候変動に関連する機会とリスクの観点に着目し、事業活動を通じて緩和と適応に貢献する取り組みを進めています。その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFDの提言を踏まえた取り組みの開示に取り組んでいます。

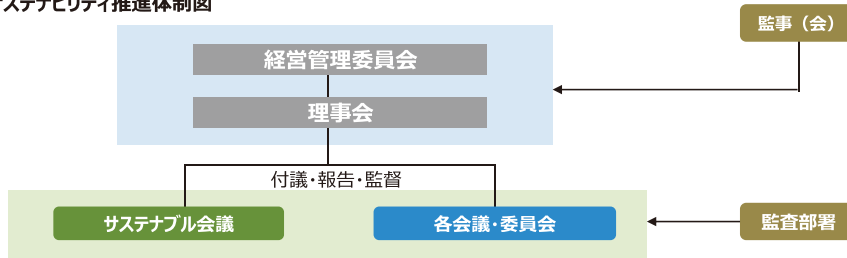
※TCFDとは

2015年に金融安定理事会（FSB）が金融システムの安定化を図るために設置した支援組織。全ての企業に対し、気候変動関連リスク・機会の評価と財務への影響について開示することを提言しているもの。

ガバナンス

- 当会は、SDGs（持続可能な開発目標）に対する基本的な方針として「サステナビリティ基本方針」を制定し、事業活動との一体性を高めることで、地域社会と全てのステークホルダー（利害関係者）の持続的な発展に貢献するとともに、当会の社会的評価、地域における存在価値向上を目指しています。また、気候変動を含む環境課題・社会課題を経営上の重要事項と捉え、理事会・経営管理委員会において議論し、経営戦略等に反映しています。
- 具体的な対応方針や取り組み状況は傘下のサステナブル会議にて協議し、協議内容は理事会・経営管理委員会に付議・報告され、理事会・経営管理委員会の監督を受けています。
- サステナブル会議は、代表理事理事長を議長に、理事とリスク統括部、総務部、総合企画部から構成されています。

サステナビリティ推進体制図



戦略

- 当会では、短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）の時間軸で、2℃（政策・規制が導入され気候変動が抑制される場合）・4℃（政策・規制が導入されず気候変動が抑制されない場合）シナリオをもとに気候変動に関連するリスクと機会を以下の通り認識しています。

当会で認識する気候変動リスクと機会

	内容	時間軸
移行リスク	■2℃目標達成に向けた規制対応が投融资先のビジネスモデルや業績に影響を及ぼすことによる与信コストの増加	中～長期
	■市場が脱炭素化を志向することで商品・サービスの需給関係、企業業績が変化することによる与信コストの増加	
	■国際的な気候変動への対応強化要請の高まりを踏まえた規制変更	短期
物理的リスク	■気候変動に対応する取り組みや情報開示が不十分とされるリスク	短期
	■気候変動が農業生産、JA経営基盤等に影響を及ぼすリスク	短期～長期
	■自然災害に伴う投融资先の事業停滞による業績悪化や、不動産等の担保価値の棄損を通じた与信コストの増加	
機会	■異常気象による当会資産の損傷に伴う事業継続への影響	短期～長期
	■脱炭素社会への移行を支援する金融商品・サービスの提供等、ビジネス機会の増加	
	■省エネ・再エネ化による事業コストの低下	短期～長期
	■気候変動対策のためのインフラ整備や技術開発等に対する投融资機会の増加	中期～長期

※移行リスク：気候変動の緩和と適応への取り組み進展に伴う政策、法規制、技術、市場などの変化の影響を受ける投融资先の信用リスクや座礁資産化リスク

※物理的リスク：気候変動に伴う自然災害や異常気象による当会および投融资先の資産に対する物理的な被害を通じて財務棄損が増大するリスク

炭素関連資産の状況（令和5年3月末）

当会融資残高に占める炭素関連資産の割合	8.1%	※TCFD提言の定義を踏まえた炭素関連資産の割合
---------------------	------	--------------------------

サステナブル経営の取り組み

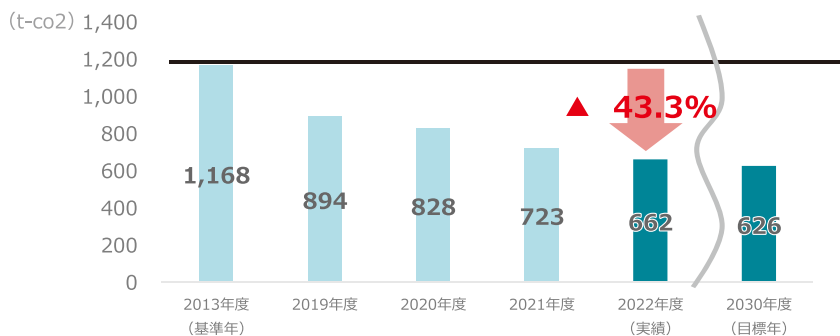
リスク管理

- 当会では、気候変動に関連する物理的リスクや移行リスクの影響に鑑み、当会取引先の事業活動に及ぼす信用リスク等を中心にリスク管理を実施していきます。
- また、「ESG投融资方針」を定め、大量の温室効果ガスの排出や、有害物質の放出等によって気候変動や大気汚染等の環境に重大な影響を及ぼすことが想定される石炭火力発電所の新設を資金使途とする投融资は、災害時対応等のやむを得ない場合を除き、新規融資は行いません。

指標・目標

- 当会では、3カ年ごとに「環境保全行動計画」を策定し、CO2排出量の削減と紙使用量の削減による森林資源の保護に取り組むとともに、「札幌市生活環境の確保に関する条例」も踏まえ、CO2排出量（Scope1および2）を指標として設定し、排出量削減に努めています。
- 環境・気候変動対応にかかる指標として、2030年度（令和12年度）のCO2排出量を2013年度（平成25年度）対比▲46.4%とする目標を設定しました。
- 2022年度（令和4年度）のScope1および2のCO2排出量は662トンであり、2013年度（平成25年度）対比▲43.3%となりました。

CO2排出量の状況



【目標】

2013年度対比▲46.4%

※省エネ法の定期報告書の基準に準拠して集計

※Scope1：ガソリン・ガス・灯油等の使用による直接排出、Scope2：他社から供給された電力・熱・蒸気の使用による間接排出の合計

ESG投融资の状況

- 令和4年度の新規取り組み額は211億円で、進捗率70.5%となりました。

ESG投融资
目標
R4～6年度

300億円

R4年度実績

211億円【進捗率70.5%】

※令和5年度よりESG投融资目標額を500億円に見直しております。



詳細は「サステナビリティレポート」をご覧ください。

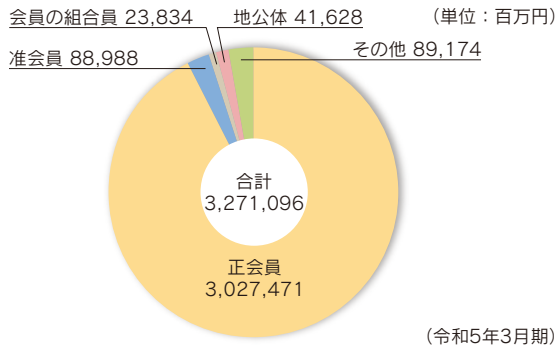


取り組み事例

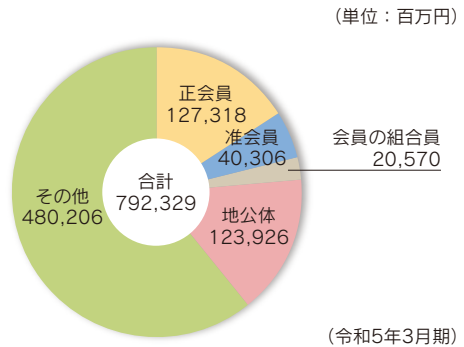
地域経済活性化への貢献

当会は、地元のJA等が会員となって、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

地域からの資金調達状況



地域への資金供給状況



地方債引受

令和4年度の北海道債の引受（銀行等引受債）は62億円でした。これは当年度内総発行額890億円に対し6.97%のシェアを占めており、引受全金融機関別のシェアでは上位第5位という重要な位置にあります。

道内農畜産物の販売代金等の資金を会員JAから貯金として吸収し、北海道債の引受をはじめ道内地方公共団体への融資として還元することにより、北海道経済の持続的発展に寄与し、地域社会の活性化に貢献するよう取り組んでおります。

協同組合間・他業種との連携強化

協同組合ネット北海道の取り組み

協同組合ネット北海道は単一の協同組合では解決できない課題について、複数の協同組合の連携で解決し、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に寄与することを目指しているものです。

当会も構成団体の一員として取り組みに参画しており、令和4年度は、こども食堂北海道ネットワークを通じてこども食堂活動の援助を行いました。



バイオガスプラント普及に向けた連携協定

JAバンク北海道では、酪農・畜産業における家畜ふん尿処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を目的に、2020年8月にバイオマスリサーチ株式会社・農林中央金庫・当会の3者で「バイオガスプラント普及にかかる連携協定」を締結し、バイオガスプラントの普及支援に取り組んでいます。

地域貢献活動

地域の活力創造・コミュニティ維持に向けた取り組み

JABANK北海道では、「地域共生社会」の実現に向け、JAがより地域での役割を発揮していくために、地域の課題に対し創意工夫をもって取り組む「ふるさと共創事業」により、地域活性化に取り組んでいます。

清掃活動

地域美化の観点から、北海道の環境市民団体「NPO法人 北海道市民環境ネットワーク」が事業運営する「ラブアース・クリーンアップin北海道」の活動に参加し、各事務所周辺の清掃活動に取り組みました。

献血への協力

地域医療に貢献する観点から、各事務所で日本赤十字社の出張献血（献血バス）に協力しており、令和4年度は、延べ36人が献血に協力しました。

当会は医療に必要な血液が安定的に確保されるよう、献血に積極的に協力する企業・団体が参加している日本赤十字社「献血サポーター」の一員です。

エコキャップ・リングプル、使用済み切手収集、ベルマーク運動

ペットボトルのキャップや空き缶等のリングプルを収集し、障害者の自立支援や小児の難病支援に役立てていくために、収集物を全国社会福祉援護協会に寄贈しています。令和4年度は、24千個のキャップ、8千個のリングプルを寄贈しました。

使用済みの切手を収集し、ユニセフ募金として日本ユニセフ強化に寄贈しています。ユニセフ募金は、世界中の子供たちの命と未来を守るにユニセフの活動を支えています。令和4年度は、16千枚の使用済み切手を寄贈しました。

教育環境の整備を行うベルマーク運動に賛同し、収集したベルマークをベルマーク教育財団に寄贈しています。

全道小学校に補助教材本を贈呈

JABANK北海道では、JAバンクが行う社会貢献活動として、JAが行う食農・環境・金融経済の教育活動をサポートする「北海道JAバンク食農教育応援事業」を平成20年度から展開しています。

本事業の一環である教材本贈呈事業では、小学校の授業等で活用いただける、食農教育・環境教育などをテーマとした補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を作成し、全道の小学校・特別支援学校に贈呈しています。

令和4年度は、北海道教育委員会をはじめ各市町村教育委員および各学校のご理解・ご協力のもと、全道1,025校の小学校5年生（約50,000人）ならびに20校の特別支援学校へ、最寄りのJAを通じて贈呈いたしました。

JABANKは、補助教材本贈呈事業を通じて、教育現場での食農教育を応援しています。



【贈呈した教材本およびDVD】

北海道日本ハムファイターズ「ゆきのね奨学金」への協賛

JAバンク北海道では、令和元年度より、北海道日本ハムファイターズのCSR活動の一つである「ゆきのね奨学金」に協賛しています。

本活動は、18歳以下の子どもを対象とする道内ウィンタースポーツへの助成事業により、スポーツ振興を通じて地域社会の未来を創造していく活動となっています。

JAバンク北海道は、北海道の将来を担う子供たちが健やかに成長していくことを支援しています。



【ゆきのね奨学金贈呈式】

金融リテラシー向上の取り組み

協同組合の役割、金融取引に関する意識・知識等の金融リテラシー向上を目的に、協同組合金融機関と連携して、道内の大学生向けに金融講座を開催しました。

令和4年度は、「北海道信連の概要と北海道内における農業融資体制」をテーマに講義・連携授業を開催し、55名の学生に参加いただきました。

【稲刈りの様子】



食農教育応援事業の取り組み

JAバンク北海道では、道内在住の親子による「収穫体験」と「料理教室」をセットにした体験型バスツアーを食農教育応援事業の一環として実施しました。令和4年度は9コースを企画し、延べ231名の親子に参加いただきました。



【朝採たまごを使ったオムライスづくりの様子】

高齢者の安心・安全を支える

金融犯罪防止への取り組み

JAバンク北海道では、北海道警察と連携し、ラジオを通じた特殊詐欺被害の撲滅に向けた啓発活動を実施しています。

STVラジオ番組での情報提供のほか、STVラジオ公式YouTubeチャンネルと協力し、特殊詐欺の手口と対策を勉強する動画を作成・配信し、道民の皆さまが特殊詐欺の被害に遭われないよう呼びかけています。

また、年金をJAで受け取られている皆様にお渡ししているようかんのパッケージに、北海道警察と連携した「注意喚起の標語」を印刷し、詐欺被害の未然防止に取り組んでいます。



〈YouTube動画 イメージ〉
©STVラジオ



年金相談会の開催支援

JAバンク北海道では、年金をお受取りになる方への受給手続きの支援など、年金に関する相談や疑問をお持ちの方に対応できる年金相談窓口の充実に取り組んでおります。

各JAでは、年金をJAで受け取られている皆様を中心に「年金友の会」をつくり、会員間の親睦を深める活動を行っており、当会は、各JAを通じて活動を支援し、健康で楽しく暮らせる明るい地域社会づくりに協力しています。

社会的責任について

金融円滑化の取り組みについて

当会は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置付け、公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、当会としての方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化に係る基本方針はこちらから 〈<http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren/efforts/>〉

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしております。

当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取り組みについて

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として助け合いの精神のもとに、継続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指しています。

その中で、北海道信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、協同組合組織の農業専門金融機関として、会員JAとその構成員である組合員の経営と生活の向上を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与していくこと、また、地域金融機関として、組合員等の利用者ニーズに対しJAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業およびその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献することを経営理念に掲げています。

本会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を定期的に見直ししていくとともに、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 当会は、お客さまに提供する金融商品について、特定の投資運用会社に偏ることはなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

※【取組事項】は除く。以下同様。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 当会は、お客さまの金融知識・経験・財産・ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご説明・ご提案いたします。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

(2) 当会は、お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

(3) 当会は、お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

(1) 当会は、お客さまへの商品の選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、当会が定める「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および（注）、原則4、原則5（注4）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 当会は、研修や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

※上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改定）との対応を示しています。

以上

JA北海道信連

リスク管理の態勢

リスクマネジメントについて

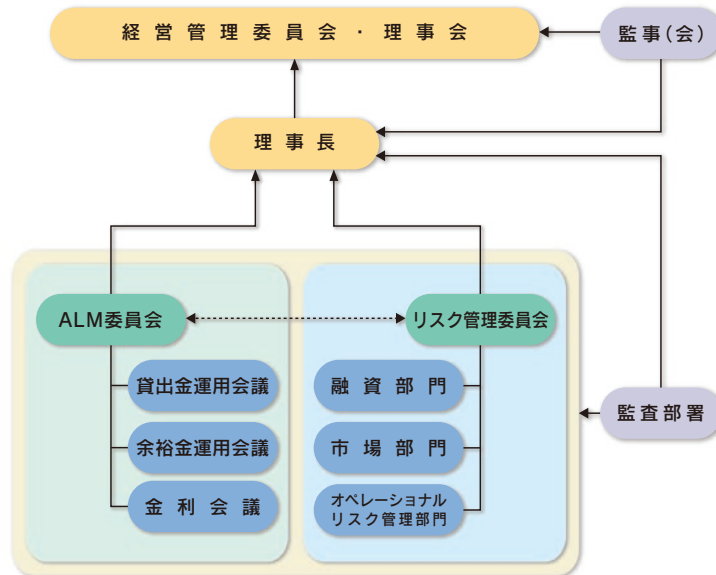
リスクマネジメントの取組方針

金融のグローバルスタンダード化が進展するなかで、金融機関の業務も多岐にわたり、それと同時に金融機関が抱えるリスクも多様化・複雑化するとともに、リスクマネジメントについてもこれらに対応するため、管理態勢の高度化は重要な課題となっております。

当会ではこうした認識のもと、「リスクマネジメント基本方針」等の規程類を制定し、リスクマネジメントにかかる意思決定プロセスおよびマネジメント手法と管理すべきリスクなど基本的な体系を明確にするとともに、資金動向や外部環境等の変化に応じたリスク管理方針を定め、より高度な「統合的なリスクマネジメント態勢」の構築に向け取り組んでおります。

また、収益を目的として能動的に取得するリスクに対しては、リスクの計量化とそのモニタリングを通じてリスクをマネジメントする体制と、収益の安定化や極大化のため経営資源の最適配分を目指すというALM体制とを機能分担し、相互の連携と牽制によってリスクとリターンのバランスの取れた運営を行うとともに、監査部署による内部監査の実施によりリスクマネジメント態勢の有効性検証を行っております。

リスクマネジメント体制図



ALM委員会

融資・市場部門取引にかかる基本方針決定機関として、当会の守るべきリスク限度の範囲内で、資産および負債の運用・調達方法あるいはリスクヘッジ方法などを検討し、収益の安定化や極大化を図ることを目的として運営しております。

リスク管理委員会

リスクマネジメントの統括機関として、リスクマネジメントに関する方針や基準の審議、各リスク状況の計測結果や諸基準の遵守状況等の報告を通じて、経営の健全性および適切性の確保を目的に運営しております。

統合的なリスク管理態勢

経営の健全性を維持し安定的な収益を継続的に確保するためには、信用リスク、市場リスク等のさまざまなリスクを可能な限り包括的に把握して適切にコントロールすることが必要不可欠となっております。

当会では、これらの状況を踏まえ、経営体力の範囲内でリスクのカテゴリー別にリスクリミット（上限額）を設定し、適切なリスクテイク・リスクコントロールにより経営の健全性維持と安定収益の確保に努めております。

また、過去の急激な市場変動並びに短・中期的に発生する蓋然性があり、かつ経営への影響が懸念されるシナリオを想定した上でストレステストを実施し、自己資本の充実度を評価するとともに、その他の各種リスク指標の推移見通しを評価分析しております。さらに、ストレス事象発生時の対応をアクションプランとして策定するとともに、市場変動の察知を目的とした予兆管理を行うことで統合的なリスク管理態勢の一層の充実に努めております。

各種リスク管理態勢

リスクマネジメント

【信用リスク管理】

信用リスクとは、貸出先や取得した債券の発行体の業況悪化等により、当初約定通りの元金や利息の回収が不能となるリスクのことです。

当会では、内部格付制度による信用力に応じた1先当たりの与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

また、VaRによるリスクの計量化を行い、リスクリミットによる管理を行っております。

※内部格付制度とは、与信先の返済能力を定量的・定性的に分析し、合理的に判定するもので、与信限度額や適正な金利水準の設定等、与信管理の中核的なツールとして活用しております。

※VaR（バリュアットリスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。

※リスクの計量化とは、統計的な手法を用いて保有するリスクの状況を数値化し、リスク量として把握するものです。

【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、資金調達において必要な資金の確保が困難となって取引の決済に支障をきたしたり（資金繰りリスク）、資金運用において金融市場の混乱等により正常な取引ができなくなる等により損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当会では、調達・運用の大口資金動向を把握し、安定的な流動性資金の確保に努めるとともに、資金繰りの逼迫度に応じた管理を行っております。

また、資金の運用に当たっては、市場流動性を考慮した発行体別取得・保有基準の設定等により、リスク顕在化の防止に努めております。

【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利、為替、株価等の変動により、保有する資産、負債の価値が変動することによって被るリスクのことです。

当会では、保有する有価証券等についてVaRによるリスクの計量化を行い、信用リスクとともに、リスクリミットによる管理およびウォーニングとしての協議ポイントを設定し管理を行っております。

また、前提条件が異なる複数のVaRや過去実際に発生した急激な金利変動が現時点で再度発生したと仮定した場合の予想損失額等を算出するなど、多面的なリスク量の把握・分析に努めております。

【オペレーショナル・リスク管理】

オペレーショナル・リスクとは、当会が業務遂行する際に発生するリスクのうち、能動的に取得するリスク（市場・信用・流動性リスク）を除いたその他のリスクの総称です。

当会では、オペレーショナル・リスクに対するリスクマネジメントの基本的な考え方等を網羅した「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めるとともに、オペレーショナル・リスクをリスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに大別し、そのリスク特性や統制の有効性等に応じ、個別の規程類を定めて管理を行っており、それぞれリスクの極小化を図るよう努めております。

また、オペレーショナル・リスク管理の強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や会計・事務処理の適正化と事故の未然防止に努めております。

※リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク…事務リスク（当会の役職員が誠実な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク）、法務リスク（経営判断や個別業務執行において法令違反等により損失やトラブルが発生するリスク）、システムリスク（コンピュータシステムのダウンまたは誤動作等により損失を被るリスク）等があります。

※リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク…自然災害等から派生する二次的なリスクである業務継続リスクや、風評リスク等があります。

内部監査体制

当会では、内部監査部門として被監査部門から独立した「監査部」を設置し、経営活動全般にわたる管理状況および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の有効性と適切性の観点から検証・評価し、改善方法の提言などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所・子会社のすべての部署を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告の上、被監査部署に通知し、定期的に改善提案事項等の取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会へ報告しています。

コンプライアンスについて

コンプライアンスの取組方針

コンプライアンスとは、当社が信用事業を行う上でさまざまな法令・会内諸規程はもとより、法の精神や企業倫理、社会的規範を含めて遵守することであり、その目的は違法行為・企業倫理にもとる行為を未然に防止する仕組みを構築して業務運営の社会適合性を高めていくことにより、当社の存在意義の発揮および当社経営と業務運営の透明性確保、会員並びに利用者、地域社会の信頼にお応えする事にあります。

当社ではこのような認識のもと、役職員一人一人が高い倫理観と責任感を持って行動することを誓い「行動憲章」を制定し、これまでコンプライアンス意識の向上に取り組んできております。

また、昨今の企業不祥事に対する社会的批判に見られるように、経営倫理の確立と実践が益々重要となってきています。このため、当社は、コンプライアンス態勢の充実を最重要課題の一つと位置付け、社会的要請等に即したガバナンスの強化に取り組んでおります。

コンプライアンス意識向上への取り組み

内部研修や外部資格取得奨励等を通じ、当社の事業を行う上で遵守すべき法令等に関する教育を継続的に実施しております。

また、子会社を含む全役職員を対象として、外部の専門家を講師としたコンプライアンス・セミナーを毎年開催し、個々のコンプライアンス意識の向上や組織としてのより高い倫理観の醸成に努めています。

行動憲章の基本6項目

1. 基本的使命と社会的責任

本会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、道内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に意識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に寄与します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適應し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マナー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

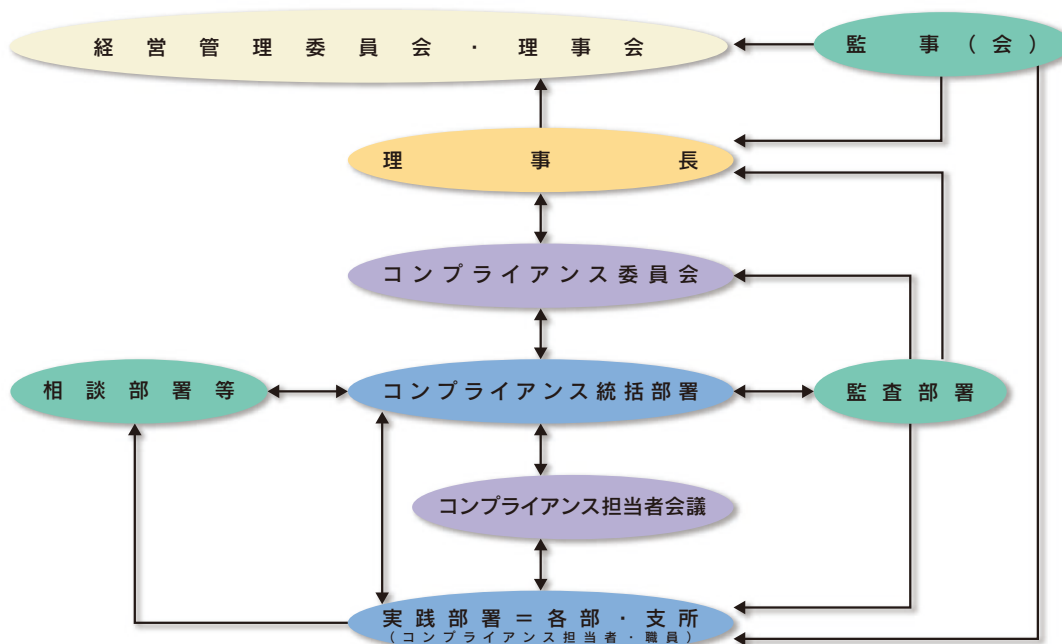
コンプライアンス運営態勢

当会のコンプライアンス運営は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署、各部・支所に配置されたコンプライアンス担当者を中心に行っております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの取組方針等を審議する委員会で、その事務局であるコンプライアンス統括部署はコンプライアンス担当者との連絡・調整やコンプライアンス取り組みに関する企画等を行っております。また、コンプライアンス担当者は、コンプライアンス上の問題発生時の初期対応や部署内研修の実施など、コンプライアンス活動の実践に当たっております。

さらに、コンプライアンス上の諸問題について職員が直接相談・報告できる体制として、「ヘルプライン窓口」を会内のほか、顧問弁護士を外部窓口として設置しております。

コンプライアンスの運営体制図



マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

当会は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針の概要

(運営等)

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

利用者保護の取り組み

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、「金融商品の勧誘方針」に定める各事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。また、「利用者保護等管理方針」および「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの利益の保護と利便の向上に向けて継続的に取り組みます。

金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利用者保護等管理方針の概要

1. 利用者に対する取引（与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売等において利用者とは当会との間で事業として行われるすべての取引）または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会等（当会および当会の子金融機関等をいいます。以下同じ。）の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下の通りです。

- (1) お客さまと当会等との間の利益が相反する類型
- (2) 当会等の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会等が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）

- (4) その他対象取引を適切に管理する方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等の周知徹底に努めます。

- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

相談・苦情等への取り組み（金融ADR制度）

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口〔電話：011-232-6803（午前9時～午後5時〈金融機関の休業日を除く〉）〕

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、弁護士会を利用できます。

弁護士会の利用に際しては、当会の相談・苦情等受付窓口、JAバンク相談所

〔電話：03-6837-1359（午前9時～午後5時〈金融機関の休業日および年末年始を除く〉）〕

にお申し出ください。

なお、直接お申し立ていただくことも可能です。

○札幌弁護士会紛争解決センター〔電話：011-251-7730〕

業務の適正を確保するための体制について

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、内部統制基本方針を策定しております。今年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、行動憲章、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要な経営判断などの意思決定を行うにあたっては、定款や職制並びに職務規程等の決定手順を遵守する。
- (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署に相談・情報提供できるヘルプライン制度を設置する。
- (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめリスクカテゴリ別にリスク資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される委員会あるいは経営課題等の会議体を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。

- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会と各グループ会社の間において協議または報告すべき事項を定め、各グループ会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務およびグループ会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査部長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するとともに、担当理事は、年度内部監査実施状況を取りまとめ、経営管理委員会へ報告する。
- (4) 監査部長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査の職務執行を補助する体制の確保に努める。
- (2) 前項の体制確保のため、監事は、必要あると認めたときは、理事との間で協議を行う。
- (3) 補助に当たる職員等は、監査補助者として正当な注意をもって、誠実に職務に服する。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
- (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査部は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、グループ会社管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、今年度の運用状況は以下のとおりです。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、役職員の行動規範、行動憲章を定めるとともに、コンプライアンスプログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力との関係遮断については、道内JAに向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスクマネジメント基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるよう緊急時対応手続等を定めています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画及び事業計画の進捗管理を企画会議、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、理事及び関係部長で構成される各委員会等を定期的に開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。

5. 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

各業務に係る諸規定を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めています。

6. 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度及び業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長及び監事に報告しています。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項

業務執行部門から独立した内部監査部署において、監事監査及び監事会に関する事項を業務分掌として定め、恒常的に監事の職務を補助できる体制を確保しています。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や理事会から付託されて協議等を行う各委員会等において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

個人情報保護の取り組みについて

個人情報保護の取組方針

個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、「個人情報保護方針」のもと、個人情報の適切な利用に必要な諸規程・手続を併せて制定しております。

また、内部体制を整備するとともに、研修等を通じ役員に対する教育を行い、個人情報の安全管理に努めております。

個人情報保護方針の概要

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本支所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における

個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取り扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しないうり特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取り扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

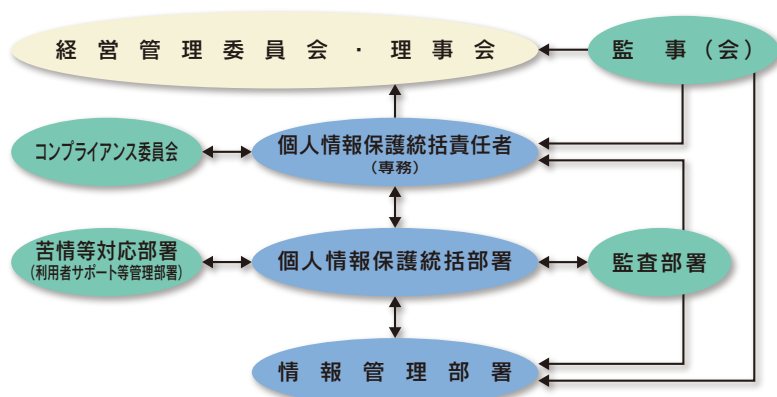
11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
北海道信用農業協同組合連合会 リスク統括部
TEL 011-232-6077

個人情報保護取組体制図



JA北海道信連

商品サービスの
ご案内

業務のご案内

貯金業務

当会では、全道JA、連合会および関係団体の余裕金・決済資金をお預かりしております。また、一般の法人・個人の方々からのご利用の目的に応じさまざまな種類の貯金を用意し、ご利用いただいております。

キャッシュコーナーでは、ご入金・お引き出し・残高照会のほかにお振り込みや定期貯金のお預け入れなどもお取り扱いしております。また、全国JAのキャッシュカードや全国キャッシュサービス（MICS）に加入の提携金融機関および、ゆうちょ銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。

また、当会のキャッシュカードは、コンビニのATMでもご利用いただけます。

為替業務

当会は、全国銀行内国為替制度加盟金融機関の一員として、全国の各JAおよび各金融機関と、送金・振込・代金取立等の為替業務をお取り扱いしております。

また、給与振込・各種年金受取サービスや、インターネットバンキングサービスとして、個人向けネットバンクおよび法人向けネットバンク（でんさいサービスのご利用も可）、ファームバンキングもお取り扱いしております。

貸出業務

当会では、農業者の必要な資金をJAと共に、積極的にご融資しております。

また、農業および農業関連団体はもとより、地域経済の発展を支える企業および地方公共団体等の皆さまに事業の発展に役立つ短期運転資金・設備資金・長期運転資金等さまざまな用途の資金をご用意し、幅広く融資を行っております。

受託業務

当会は、農業者、農業経営体および農業関連団体の皆さまが行う、生産基盤の整備、農業経営の維持、生産力の拡大等に必要な長期・低利な資金を安定的にご融資するため、日本政策金融公庫（農林水産事業）の受託金融機関として、各種制度資金をお取り扱いしております。

また、日本政策金融公庫（国民生活事業）の受託金融機関として「教育資金」もお取り扱いしております。

なお、住宅金融支援機構資金につきましては、受託金融機関として災害関連融資等、政策的に重要なものに限定的にお取り扱いしております。

資金運用業務

当会では、皆さまからお預かりした貯金を貸出金で運用するほか、安全性・流動性に十分留意しながら農林中央金庫への預け金や国債などの有価証券による資金運用を行っております。

資金運用業務の内容が高度化・複雑化するなか、諸リスクを適切に把握・コントロールしつつ、分散投資によるリスク耐性のあるポートフォリオを構築し、余裕金全体として効率的・安定的な収益確保に努めております。

業務のご案内

電算業務

当会では、全国統一の信用事業システムであるJASTEMシステムを通して、組合員はもとより地域の皆さまに、より身近で便利、そして安心なオンライン金融サービスの提供に努めております。

研修相談業務

当会では、JAからの金融法務・税務に関する相談について個別に対応しております。
また、信頼されるJAバンクづくりのため、JA職員向けに各種研修会を実施し、お客さまの財産・生活設計、税金・年金相談などに応じられるような人材育成支援も行っております。

金融推進業務

JAバンクはお客さまが求める金融サービスの提供に努め、地域で選ばれる金融機関を目指しております。
当会では、「JA信用事業」の機能拡充・強化に向けた支援とともに、道内JAの本部機能として新商品の企画、さらには新聞・テレビ・インターネットなどの各種メディアを媒体とするPR活動を行っております。

JA融資支援業務

各地のJAが、担い手等の皆さまのメインバンクとしてお取り扱いいただくため、農業の実需に対応した「JAフルスペックローン」やライフイベントに応じた「住宅ローン」などの各種ローンをご用意し、融資のご相談にお応えするための支援を行っております。

その他の業務

以上のほか、当会では次の業務を行っております。

●国債窓販業務

長期利付国債、中期利付国債および個人向け国債をお取り扱いしております。

●投資信託窓販業務

ライフプランやニーズにあわせた様々な商品（公社債投信、株式投信等）をご用意しています。
非課税口座（NISA、つみたてNISA）を開設することができます。

●「JAバンクのiDeCo（みずほプラン）」の取り扱い

預金や投資信託等自分で選んだ商品で運用した後、その運用成果を原則60歳から受け取る制度です。掛金の全額が所得控除の対象となるなどの税制メリットがあります。

●代理収納決済業務

日本銀行歳入金をはじめ北海道等地方公共団体の公金および電話・電気・放送受信料等各種公共料金の窓口収納および口座振替をお取り扱いしております。また、JAカードをはじめ各種クレジット代金等の口座振替もお取り扱いしております。

商品のご案内

主な貯金

種 類		期 間	預け入れ金額	特 色 ・ 内 容
当 座 貯 金		出し入れ自由	1 円 以 上	お支払いには、安全で便利な小切手、手形をご用意いたします。
普 通 貯 金		出し入れ自由	1 円 以 上	お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。
普通貯金無利息型		出し入れ自由	1 円 以 上	貯金利息はつきませんが、貯金保険制度により、全額保護されます。
総 合 口 座		出し入れ自由	1 円 以 上	普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金、定期積金がセットできるのが特色で、定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額の90%以内(上限300万円)での自動融資を受けられます。
貯 蓄 貯 金		出し入れ自由	1 円 以 上	普通貯金や総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、金額階層別に金利設定されている貯金です。また、キャッシュカードもご利用いただけます。
通 知 貯 金		7 日 以 上	5 万 円 以 上	まとまった資金の短期運用に有利です。
定 期 貯 金	スーパ定期貯金	1 カ月以上 5 年 以 内	1 円 以 上	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。
	期日指定定期貯金	最 長 3 年 (据置期間1年)	1 円 以 上	1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しにできます。また、元金の一部お引き出しもできます。
	大口定期貯金	1 カ月以上 5 年 以 内	1 千 万 円 以 上	大口資金の高利回り運用に最適です。
	変動金利定期貯金	1 年 以 上 3 年 以 内	1 円 以 上	お預け入れ日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することができます。期間3年だと半年複利でお得になります。
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	3 年 以 上	1 円 以 上	給料からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。
	財 形 年 金 貯 金	積立期間：5年以上 据置期間：6か月以上 5年以内 受取期間：5年以上 20年以内	1 円 以 上	給料からの天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで(財形住宅と合算)退職後においても非課税の特典が受けられるところです。
	財 形 住 宅 貯 金	5 年 以 上	1 円 以 上	給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで(財形年金と合算)非課税の特典が受けられるところです。
定 期 積 金		6 カ月以上 5 年 以 内	1 千 円 以 上	目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積み立て期間は6か月以上5年以内の間で自由に選べますから、プランにそって無理なく目標が達成できます。
譲 渡 性 貯 金		1 週 間 以 上 5 年 以 内	1 千 万 円 以 上	大口の余裕資金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。

商品・サービス利用にあたっての留意事項

貯金商品やサービスにつきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。

主な貸出金

農家組合員向け融資

種 類	資金の使いみちなど
農 業 経 営 ステップアップ資金	農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金
信連 新規就農者資金	新規就農者が、農業経営を行っていく際に必要となる資金(営農資金・住宅資金)
信 連 農業法人経営応援資金	農業法人が、農業経営を行っていく際に必要となる資金(運転資金・機械・設備資金)
信 連 担い手経営対策資金	既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用
信 連 畜産等経営資金	繁殖牛導入等に必要の長期運転資金 初生牛(素牛)の育成・肥育等に必要の運転資金
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 資 金	再生可能エネルギー事業にあたり必要となる資金(運転資金・設備資金)

商品のご案内

一般企業等法人向け融資

種類	資金の使いみちなど	ご融資金額・期間・担保および保証
一般企業資金	通常の運転資金・設備資金のほか、季節的・一時的な資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。

道内JAでお取り扱いしている農業関係の各種ローン（資金）

種類	資金の使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間
JAフルスペックローン	農機具や格納庫など、比較的小口の設備資金	事業費の範囲内でJAが定める額	15年以内
JA農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより緊急に必要となる中・長期運転資金	必要とする額	原則5年以内
JA農業経営ステップアップローン	農業経営に必要な設備や中・長期運転資金	事業費の範囲内でJAが定める額	25年以内
JA営農応援ローン	農業経営に必要な短期運転資金	100百万円以内	1年以内
JA新規就農応援資金	新規就農者の農業経営にかかる設備・運転資金	10百万円以内	17年以内
JA再生可能エネルギー施設等資金	再生可能エネルギー利用の取り組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金	50百万円以内	原則10年以内
JA農業後継者応援資金 JA中核農業者応援資金	既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用	既往農業負債の借換に必要な額	25年以内
JA担い手経営対策資金	既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用	50百万円以内	25年以内
JA畜産等経営資金	繁殖牛導入等に必要な長期運転資金 初生牛(素牛)の育成・肥育等に必要な運転資金	事業費の範囲内でJAが定める額	7年以内
JA農業経営維持継続資金	大規模災害下における営農の維持継続に必要な既往債務の借換並びに農業経営改善に必要な資金	既往農業負債の借換並びに農業経営改善に必要な額	15年以内

※JAによってはお取り扱いがない場合がございます。

※ローンのご利用にあたっては、保証機関等の審査が必要な場合がございます。

道内JAでお取り扱いしている生活関連の各種ローン

種類	資金の使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築・購入・リフォーム、土地の購入、住宅資金の借換、諸費用	100百万円まで	40年以内
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修、住宅関連設備の設置、リフォーム資金の借換、諸費用	1,000万円まで	15年以内
マイカーローン	乗用車・オートバイ・カー用品などの購入資金	1,000万円まで	10年以内
教育ローン	就学されるご子弟の教育に関するすべての資金 入学金・授業料・アパートの家賃等	1,000万円まで	(在学期間+9年)以内
多目的ローン	結婚費用・旅行費用・医療費・出産費・介護機器・耐久消費財の購入費など生活資金全般 ※ただし、資金使途が確認できるものに限りです。	300万円まで	10年以内
カードローン	使途自由。極度額の範囲で何度でもご利用いただけます。	300万円まで	1年(自動更新)

※ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査や所定の出資金が必要な場合がございます。※上記ローン以外にも取り扱い商品がございます。

商品・サービスにあたっての留意事項

1. ローン商品につきましては、金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。
2. ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法(返済日、返済額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意ください。

主な受託貸付金

当会でお取り扱いしている主な受託貸付資金

受託先	資金名
日本政策金融公庫 (農林水産事業)	農業経営基盤強化資金、農業基盤整備資金、農業改良資金、青年等就農資金、担い手育成農地集積資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金、中山間地域活性化資金、特定農産加工資金、新規用途事業等資金、乳業施設資金
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	教育資金
住宅金融支援機構	災害関連融資等政策的に重要なもの

各種手数料一覧(一般)

(令和5年6月30日現在)

(手数料には消費税が含まれています)

貯金に関する手数料

項目		手数料
ICカード 発行・更新手数料	ICキャッシュカード	無料
	ICキャッシュカード(JAカード-体型)	
再発行手数料 (1件につき)	通帳	550円
	証書	770円
	ICキャッシュカード	1,100円
	ICキャッシュカード(JAカード-体型)	660円
自己宛小切手の発行(1通)		550円
残高証明書 発行手数料 (店頭交付/1通)	当会所 都度発行	550円
	定様式 継続発行	330円
	当会所定外様式	1,100円
	監査法人からの依頼	3,300円
手形・小切手 交付手数料 (店頭交付)	小切手帳交付(1冊/50枚)	2,200円
	約束手形帳交付(1冊/50枚)	2,200円
	為替手形帳交付(1冊/25枚)	2,200円
	マル専手形交付(1枚)	275円

為替に関する手数料

項目		手数料	
ご利用形態		お振込金額	
お振込先金融機関		5万円未満	5万円以上
窓口利用・振込 (電信扱・文書扱)	同一店内・本所・代理店あて	220円	440円
	系統金融機関あて	220円	440円
	他金融機関あて	660円	880円
ATM利用・振込	同一店内・本所・代理店あて	110円	220円
	系統金融機関あて	110円	220円
	他金融機関あて	330円	495円
JAネットバンク 利用・振込 (インターネット バンキング)	同一店内・本所・代理店あて	110円	220円
	系統金融機関あて	110円	220円
	他金融機関あて	275円	385円
法人JAネット バンク利用・振込 (インターネット バンキング)	同一店内・本所・代理店あて	110円	110円
	系統金融機関あて	110円	220円
	他金融機関あて	330円	440円
FB利用・振込 (ファーム バンキング)	同一店内あて	110円	110円
	本所・代理店あて	110円	220円
	系統金融機関あて	110円	220円
定時自動送金	同一店内あて	110円	220円
	本所・代理店あて	110円	330円
	系統金融機関あて	110円	330円
データ交換・ 総合振込	他金融機関あて	440円	605円
	同一店内あて	110円	110円
	本所・代理店あて	220円	330円
送金手数料 (送金小切手1通)	系統金融機関あて	220円	330円
	他金融機関あて	440円	550円
	当会あて	440円	660円
代金 取立 手数料 (1通につき)	電子交換取立手数料	660円	
	個別取立手数料	1,210円	
その他 の手 手数料	送金・振込の組戻手数料	880円	
	振込の訂正手数料	当会あて	440円
	取立手形組戻手数料	当会以外の金融機関あて	660円
	不渡手形返却料	1,100円	
	取立手形店頭呈示料	1,100円	

ATM利用手数料

お取扱時間	ご利用のカード	お支払	ご入金	お振込 ^{※1}
本所 平日:9:00~17:30 支所 平日:9:00~17:00 代理店 平日:9:00~18:00 土曜:9:00~14:00	JAバンク	無料	無料	無料
	信濃連・漁協			
代理店 平日:9:00~18:00 土曜:9:00~14:00	三菱UFJ銀行	無料 ^{※2}	無料	お取扱いして おりません
	他の金融機関			
	ゆうちょ銀行	110円		お取扱いして おりません
	提携カード会社	無料		

※1 別途振込手数料がかかります。 ※2 土曜日は110円となります。

両替手数料

お取扱い枚数	手数料金額
1~20枚まで	330円 当会に口座をお持ちのお客様は1日1回目 まで無料(注1) 2回目以降1回につき330円
21~100枚まで	1回につき330円
101枚~500枚まで	1回につき440円
501枚~1,000枚まで	1回につき880円
1,001枚以上	500枚毎に440円加算

※1 持参金種または両替希望金種何れかの多い方の枚数がお取扱い枚数となります。
 ※2 1日に複数回に分けて両替する場合は、各々の枚数に応じた所定の手数料となります。
 ※3 新券への両替も手数料の対象となります。損傷紙幣、記念硬貨の交換は無料です。
 (注1) 通帳またはキャッシュカードの提示が必要です。

大量硬貨整理(入金)手数料

お取扱い枚数	手数料金額
1~300枚まで	無料
301~1,000枚まで	330円
1,001~2,000枚まで	550円
2,001枚以上	1,000枚毎に220円加算

※1 1日に複数回に分けて入金する場合は、各々の枚数に応じた所定の手数料となります。
 ※2 硬貨計数後に入金を取りやめる場合や入金額を変更する場合でも、計数枚数に応じた手数料が必要となります。

金種指定払戻手数料

お取扱い枚数	手数料金額
1~20枚まで	1日1回目まで無料 2回目以降1回につき330円
21~100枚まで	1回につき330円
101~500枚まで	1回につき440円
501~1,000枚まで	1回につき880円
1,001枚以上	500枚毎に440円加算

※1 金種を指定(新券を含む)した払戻がある場合が、手数料の対象となります。
 ※2 1回の払戻で、一部の金種を指定した場合、金種指定をしていない残りの金額についても、金種指定のお取扱い枚数に含まれます。
 ※3 1日に複数回に分けて金種を指定した払戻をする場合は、各々の枚数に応じた所定の手数料となります。

その他の主な手数料

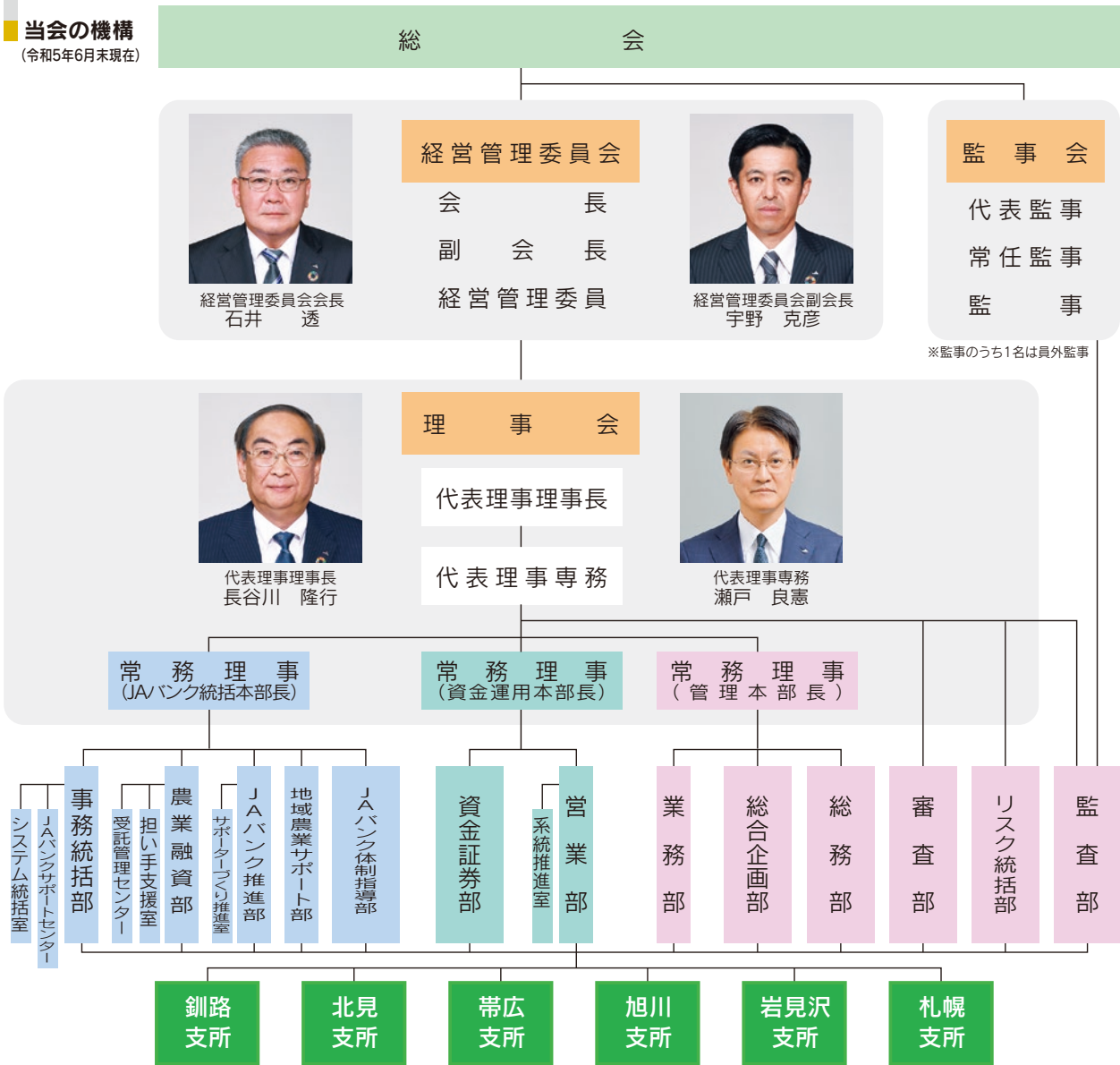
項目	手数料	
JAネットバンク利用手数料(月額)	無料	
法人JAネットバンク 利用料金(月額)	照会・振込サービス	1,100円
	照会・振込サービス・ データ伝送サービス	3,300円
JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式) 利用料金(月額)	サービス利用料金 基本手数料	企業: 4,400円 自治体: 3,410円
	サービス利用料金 基本手数料+通知サービス	企業: 37,400円 自治体: 36,410円
個人情報開示手数料(1通)	2,200円	
国債・債権口座管理手数料(月額)	110円※	
F B	契約手数料(契約時)	16,500円
(ファームバンキング)	基本手数料(月額)	5,500円

※当面の間、無料でお取扱しております。

JA北海道信連

組織・ネットワーク

組織と機構



組織・ネットワーク

役員 (令和5年6月末現在)

経営管理委員会会長	石井 透	代表理事理事長	長谷川 隆行
経営管理委員会副会長	宇野 克彦	代表理事専務	瀬戸 良憲
経営管理委員(非常勤)	高岡 透	常務理事	山本 茂誉
経営管理委員(非常勤)	大西 勝視	常務理事	小野寺 智生
経営管理委員(非常勤)	八田 米造	常務理事	北村 俊貴
経営管理委員(非常勤)	横道 重人	代表監事(非常勤)	軽部 幹夫
経営管理委員(非常勤)	佐藤 裕司	常任監事	中村 辰雄
経営管理委員(非常勤)	山岸 穰	監事(非常勤)	林 裕司
経営管理委員(非常勤)	永峰 勝利	監事(非常勤)	林 常行
経営管理委員(非常勤)	前川 厚司	監事(員外非常勤)	上田 恵一
経営管理委員(非常勤)	浦山 宏一		

組織と機構

■ 基本情報（令和5年3月末）

設 立 年 月 — 昭和23年（1948年）
出 資 金 — 119,172百万円
職 員 数 — 304名

■ 会員数（令和4年3月末）

正会員	准会員	合計
129	101	230

■ 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

■ 信用事業の業務代理を委託する代理店（業務代理組合）の状況（令和5年6月末現在）

業務代理組合の名称 新冠町農業協同組合
業務代理組合の住所 にいかつぷ代理店 北海道新冠郡新冠町字本町59-1
代理事業の開始年月日 令和2年1月12日（日）より

業務代理組合の名称 しずない農業協同組合
業務代理組合の住所 しずない代理店 北海道日高郡新ひだか町静内本町4丁目1-6
代理事業の開始年月日 令和2年1月12日（日）より

業務代理組合の名称 ひだか東農業協同組合
業務代理組合の住所 ひだか東代理店 北海道浦河郡浦河町堺町東2丁目5-5
代理事業の開始年月日 令和2年1月12日（日）より

店舗一覧・ネットワーク



①本所・札幌支所
 札幌市中央区北4条西1丁目1番地
 本所
 TEL (011) 232-6010
 札幌支所
 TEL (011) 232-6060



②岩見沢支所
 岩見沢市5条西5丁目2番地の1
 TEL (0126) 22-8202
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成24年9月終了)

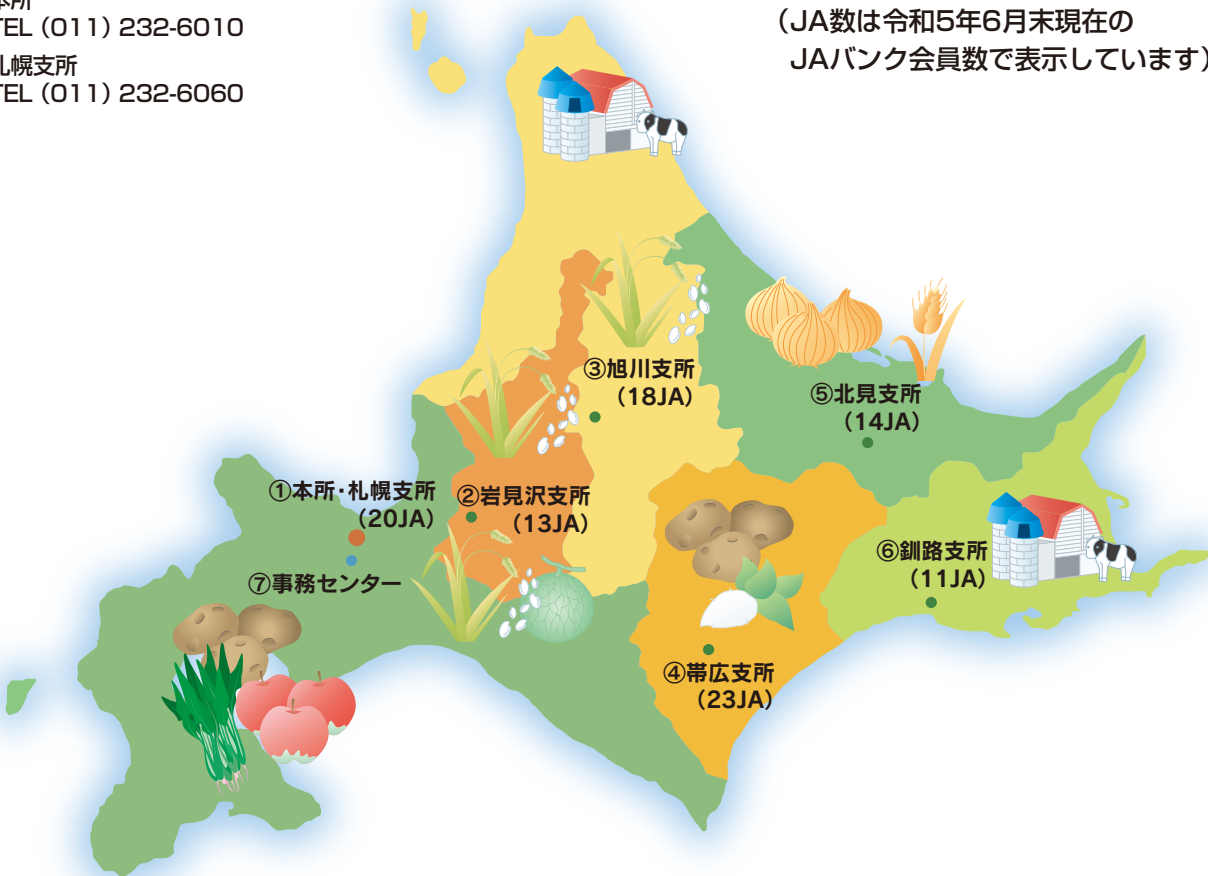


③旭川支所
 旭川市宮下通4丁目2番5号
 TEL (0166) 24-1381
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成26年7月終了)



④帯広支所
 帯広市西12条南6丁目3番地1
 TEL (0155) 65-0681
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成26年7月終了)

(JA数は令和5年6月末現在のJAバンク会員数で表示しています)



組織・ネットワーク



⑤北見支所
 北見市とん田東町617番地
 TEL (0157) 23-4726
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成25年6月終了)



⑥釧路支所
 釧路市黒金町12丁目10番地の1
 TEL (0154) 22-4813
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成25年6月終了)



⑦事務センター
 札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号
 TEL (011) 836-3389

道内JAの店舗網については、JAバンク北海道HP (<http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren>) をご確認ください。

沿革

●昭和23年

農業協同組合法に基づき北海道信用農業協同組合連合会を設立

●昭和27年

資金量50億円達成

●昭和29年

農林漁業金融公庫資金取扱開始

●昭和30年

資金量100億円達成

1955



稚内支所開設

●昭和35年

1960

●昭和38年

資金量500億円達成

住宅金融公庫資金取扱開始



●昭和41年

系統内国為替取扱開始

●昭和42年

資金量1,000億円達成

本所事務所、共済ビルへ移転

●昭和47年

農業者年金基金資金取扱開始

●昭和48年

貯金・為替業務のオンライン化

●昭和49年

農水産業協同組合貯金保険制度発足

農協信用事業相互援助制度発足

1974



●昭和53年

資金量5,000億円達成

定期性貯金オンライン化

●昭和54年

国民金融公庫進学資金取扱開始

●昭和57年

全国銀行内国為替制度加盟

●昭和59年

北海道信連事務センター完成

農協信用事業オンラインシステム稼働

北海道信連サービス(株)設立

●昭和60年

全国農協貯金ネットサービスシステム稼働

1985

●昭和61年

資金量1兆円達成

系統自動決済サービスシステム完成

国債等代理窓販業務開始

●昭和62年

貸出金オンラインシステム稼働

●昭和63年

北海道キャッシュサービス取扱開始

●平成元年

受託資金オンラインシステム稼働

信連日計システム稼働

●平成2年

都銀、地銀とのCDオンライン提携

1990

国債窓販システム稼働

●平成3年

第二地銀、信金、信組、労金とのCDオンライン提携

●平成4年

農協信用事業収益管理システム稼働

●平成5年

研修センター完成

貸出取引先管理システム導入

●平成6年

国債等窓販業務取扱開始

●平成7年

手形管理システム導入

1995

●平成8年

貸出稟議システム導入

●平成9年

農協信用事業新オンラインシステム稼働

●平成10年

信託代理業務取扱開始

東京連絡事務所閉鎖・倶知安支所を札幌支所に統合

FBサービス取扱開始

●平成11年

留萌支所および稚内支所を旭川支所に統合

投資信託窓販業務取扱開始

後配出資による資本調達

●平成12年

中標津支所を釧路支所に統合

2000

郵便貯金とのCD・ATMオンライン提携

●平成13年

北農ビルおよびJAパーキング竣工

インターネットバンキングサービス取扱開始

●平成14年

JAバンクシステム発足

経営管理委員会制度導入

●平成15年

函館支所および苫小牧支所を札幌支所に統合

環境負荷低減活動に着手

●平成16年

決済用貯金導入

●平成17年

ペイオフ全面解禁

2005

印鑑照会システム稼働

●平成18年

JAバンク新システム(JASTEMシステム)開通



資金量 2兆円達成

●平成20年

普通出資・後配出資による資本調達

●平成21年

格付自己査定システム導入

●平成22年

JASTEM次期システム移行完了

2010

●平成23年

農業法人セミナー・交流会の初開催

●平成24年

岩見沢支所窓口業務を本所へ移管

●平成25年

北見・釧路支所窓口業務を本所へ移管

●平成26年

旭川・帯広支所窓口業務を本所へ移管

法人向けインターネットバンキングサービス取扱開始

●平成27年

でんさいネット取扱開始

●平成28年

暴風雨および豪雨による農業災害への金融

支援(「貸付期間の延長と貸付限度額の拡大」

、「借入利息の5年間無利子化」

、「保証料負担の軽減」)を実施

●平成29年

JAバンク資金量100兆円達成

北海道信連資金量3兆円達成

●平成30年

「7月豪雨災害」「胆振東部地震」等の自然

災害の被災者に対する、貸出条件の拡充お

よび5年間無利子化等の金融支援を実施。

JAにいかっぴ、JAしすない、JAひだか東

から信用事業を譲受し、併せて3JAの店舗

を信用事業代理店として運営開始

●令和2年

自己資本造成計画に係る出資受入の開始

2020

●令和4年

JA北海道信連

資料編 I
経営状況等

単体財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	負債・純資産の部	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
現金	896	885	貯金	3,191,415	3,158,942
預け金	1,945,361	1,916,346	当座貯金	73,492	74,535
系統預け金	1,937,452	1,907,715	普通貯金	59,310	61,416
系統外預け金	7,908	8,631	普蓄貯金	632	738
買入金銭債権	41,440	33,389	通知貯金	57,220	51,668
金銭の信託	18,233	18,278	別段貯金	20,014	18,517
有価証券	862,812	818,122	定期貯金	2,980,008	2,951,856
国債	528,834	445,389	定期積金	237	208
地方債	99,657	83,856	譲渡性貯金	99,926	112,154
社債	75,249	151,418	債券貸借取引受入担保金	24,662	21,641
外国証券	3,000	2,574	借入金	270,625	216,368
株式	5,856	7,196	手形借入金	8,000	-
受益証券	150,212	127,687	証書借入金	262,625	216,368
貸出金	785,300	792,329	代理業務勘定	45	115
手形貸付	2,153	2,016	その他負債	3,426	5,431
証書貸付	562,387	570,165	貸付留保金	308	565
当座貸越	105,354	100,151	未払法人税等	474	299
金融機関貸付	115,404	119,995	貯金利子諸税その他	57	57
その他資産	3,633	3,541	仮受金	229	83
従業員貸付金	27	25	その他の負債	14	14
差入保証金	1	1	未払費用	1,859	2,325
仮払金	199	31	前受収益	41	34
その他の資産	759	925	未決済為替借	441	2,052
未収収益	2,526	2,454	諸引当金	7,547	8,065
前払費用	5	10	相互援助積立金	4,202	4,802
未決済為替貸	114	92	賞与引当金	248	243
有形固定資産	7,837	7,754	退職給付引当金	2,626	2,545
建物	1,618	1,573	役員退職慰労引当金	154	190
土地	6,166	6,123	特例業務負担金引当金	315	283
その他の有形固定資産	52	57	繰延税金負債	6,524	-
無形固定資産	283	266	再評価に係る繰延税金負債	1,520	1,508
ソフトウェア	274	257	債務保証	49,058	50,524
その他の無形固定資産	8	9	負債の部合計	3,654,752	3,574,753
外部出資	119,501	119,501	出資金	96,331	119,171
系統出資	116,061	116,061	(うち後配出資金)	(48,650)	(60,070)
系統外出資	3,430	3,430	利益剰余金	54,553	57,556
子会社等出資	10	10	利益準備金	13,000	14,040
繰延税金資産	-	410	その他利益剰余金	41,553	43,516
債務保証見返	49,058	50,524	経営基盤安定化積立金	15,300	16,300
貸倒引当金	△3,521	△2,870	サポート事業積立金	170	1,170
			特別積立金	15,300	16,300
			当期末処分剰余金	10,782	9,746
			(うち当期剰余金)	(5,199)	(4,554)
			会員資本合計	150,884	176,728
			その他有価証券評価差額金	21,215	3,045
			土地再評価差額金	3,985	3,954
			評価・換算差額等合計	25,201	6,999
			純資産の部合計	176,085	183,728
資産の部合計	3,830,838	3,758,481	負債および純資産の部合計	3,830,838	3,758,481

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
経常収益	29,922	32,103
資金運用収益	22,781	20,869
貸出金利息	4,792	4,697
預け金利息	41	38
有価証券利息	6,649	6,427
その他受取利息	11,297	9,706
(うち受取奨励金)	(9,752)	(8,659)
(うち受取特別配当金)	(1,472)	(961)
役務取引等収益	2,676	2,803
受入為替手数料	71	66
その他の受入手数料	2,582	2,717
その他の役務取引等収益	22	20
その他事業収益	1,927	2,301
受取助成金	23	62
国債等債券売却益	232	546
金融派生商品収益	39	57
その他の事業収益	1,632	1,635
(うち受取出資配当金)	(1,632)	(1,635)
その他経常収益	2,536	6,128
貸倒引当金戻入益	812	651
償却債権取立益	-	0
株式等売却益	798	4,032
金銭の信託運用益	164	149
その他経常収益	761	1,295
経常費用	23,483	26,748
資金調達費用	14,505	13,291
貯蓄金利息	350	324
譲渡性貯蓄金利息	140	142
借入金利息	1	1
債券借取引支払利息	3	1
その他の支払利息	14,009	12,821
(うち支払奨励金)	(14,006)	(12,818)
役務取引等費用	1,789	1,887
支払為替手数料	26	27
その他の支払手数料	1,760	1,858
その他の役務取引等費用	2	2
その他事業費用	1,256	5,179
支払助成金	578	492
国債等債券売却損	678	4,687
経常費用	5,116	5,271
人物件費用	2,862	2,819
物件費用	2,056	2,242
税	197	209
その他経常費用	815	1,117
相互援助積立金繰入額	600	600
貸出金償却	0	-
株式等売却損	-	162
金銭の信託運用損	202	256
その他経常費用	11	98
経常利益	6,439	5,354
特別利益	-	0
その他の特別利益	-	0
特別損失	0	66
固定資産処分損失	0	23
減損	-	43
税引前当期利益	6,438	5,289
法人税、住民税および事業税	1,145	825
法人税等調整額	94	△90
法人税等合計	1,239	734
当期剰余金	5,199	4,554
当期首繰越剰余金	5,025	5,160
サボート事業積立金取崩額	557	-
土地再評価差額金取崩額	-	31
当期末処分剰余金	10,782	9,746

単体財務諸表

△ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	金 額	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	10,782	9,746
計	10,782	9,746
剰 余 金 処 分 額	5,621	5,200
利 益 準 備 金	1,040	920
任 意 積 立 金	3,000	2,500
(経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金)	(1,000)	(1,000)
(サ ポ ー ト 事 業 積 立 金)	(1,000)	(500)
(特 別 積 立 金)	(1,000)	(1,000)
出 資 配 当 金	719	762
(普 通 出 資 対 する 配 当 金)	(476)	(505)
(後 配 出 資 対 する 配 当 金)	(243)	(257)
事 業 分 量 配 当 金	862	1,017
次 期 繰 越 剰 余 金	5,160	4,545

(注)

- 出資金の配当率
 - 普通出資 1.0%
 - 後配出資 0.5%
- 事業分量配当金の基準は次のとおり。
 - 系統定期貯金（一般口1年、相互援助口）および別段貯金（出資金口）のネット平均残高に対して以下の割合とする。
 - 令和3年度 0.030%
 - 令和4年度 0.035%
- 経営基盤安定化積立金の内容は次のとおり。
 - 積立目的
 - 道内信用事業の基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積立てるものとする。
 - 積立目標額
 - 特別積立金の額に達するまでの額。
 - 取崩基準
 - 総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができるものとする。
- サポート事業積立金の内容は次のとおり。
 - 積立目的
 - JAバンク北海道サポート事業の実施財源確保に備えて積立てるものとする。
 - 積立目標額
 - 20億円
 - 取崩基準
 - JAバンク北海道サポート事業の実施費用を支出した場合または一般社団法人JAバンク北海道サポート基金へ基金拠出した場合、その同額を取り崩す。

注記表 (令和3年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式
 - …原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - …原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) テリパティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物 15年～50年
 その他 2年～50年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシ

ュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3百万円であります。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。

- (9) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び

注記表 (令和3年度)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響は軽微であります。

(2)「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 3,521百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

①当年度に係る計算書類に計上した額

「6 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,835百万円、圧縮記帳額は312百万円であります。

(2) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	0百万円
	有価証券	24,778百万円
	貸出金	16,000百万円
担保資産に対応する債務	貯金	0百万円
	債券貸借取引受入担保金	24,662百万円
	借入金	8,000百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金200,000百万円、公金収納事務取扱にかかる担保として保証金1百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に263,930百万円含まれております。

(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は442百万円あります。

(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	898百万円
危険債権額	5,743百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	6,641百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

(9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、期末時点の額面金額はありません。

(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、439,215百万円であります。

(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金46,621百万円が含まれております。

(12) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

5 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	11百万円
うち事業取引高	11百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	247百万円
うち事業取引高	247百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円
(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は8百万円であります。	

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会は、これを原資として、資金を必要とするJAや農業

に関連する企業・団体及び、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券、金銭の信託、買入金銭債権による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託、指定金銭信託、特定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式、米、国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（売買目的・その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が3,000百万円含まれております。

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」及び「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」に基づく農林中央金庫からの借入金のほか、会員の組合員に対する貸出金原資として、農業経営基盤強化資金等の農業制度資金にかかる日本政策金融公庫からの借入金および就農支援資金にかかる北海道からの借入金であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠及びスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会及びALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部、地域農業サポート部及び各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスク及び時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しており

注記表 (令和3年度)

ます。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会及びALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及び余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従って行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会及びリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) テリパティブ取引

テリパティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「金銭の信託」、「買入金銭債権」、「貯金」、「借入金」であります。

当社では、これらのうち金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が限度額の範囲内となるよう管理しております。

当社のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で64,178百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り

逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次及び月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,945,361	1,945,379	18
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	41,440	41,388	△52
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	18,232	18,232	—
その他の金銭の信託	1	1	—
有価証券			
満期保有目的の債券	21,516	22,259	742
その他有価証券	841,295	841,295	—
貸出金	785,300		
貸倒引当金	△3,173		
貸倒引当金控除後	782,126	788,132	6,005
資産計	3,649,974	3,656,688	6,714
貯金	3,291,341	3,291,472	131
債券貸借取引受入担保金	24,662	24,662	—
借入金	270,625	270,630	4
負債計	3,586,629	3,586,765	135

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金99,926百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

c 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

- ③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 119,501百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,945,361	—	—	—	—	—
買入金銭債権 有価証券に該当 しないもの	8,000	9,400	15,900	8,000	—	—
有価証券 満期保有目的 の債券	6,500	8,000	3,700	3,100	200	—
その他有価証券 のうち満期 があるもの	23,199	49,036	26,620	52,151	14,386	575,154
貸出金	201,348	92,413	75,048	75,751	70,452	260,562
合計	2,184,409	158,849	121,268	139,003	85,039	835,716

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）66,884百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金25,621百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2,303百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件7,412百万円は償還日が特定できないため、含めておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	3,183,964	2,728	2,637	607	1,476	—
譲渡性貯金	98,616	1,310	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	24,662	—	—	—	—	—
借入金	78,751	60,047	78,644	53,037	34	110
合計	3,385,993	64,086	81,282	53,645	1,511	110

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

注記表 (令和3年度)

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超える もの	国 債	19,999	20,689	690
	地 方 債	1,517	1,569	51
合 計		21,516	22,259	742

③その他の有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株 式 債 券	4,853	2,874	1,978
	国 債	328,781	318,210	10,570
	地 方 債	92,931	91,548	1,382
	社 債	43,606	42,503	1,103
	そ の 他	88,479	64,753	23,726
	小 計	558,652	519,890	38,761
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株 式 債 券	1,003	1,126	△122
	国 債	180,054	185,973	△5,918
	地 方 債	5,208	5,222	△13
	社 債	31,643	31,925	△282
	外国証券	3,000	3,000	-
	そ の 他	61,732	65,145	△3,412
	小 計	282,642	292,393	△9,750
合 計		841,295	812,284	29,011

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債7,795百万円を差し引いた金額21,215百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	47,465	232	678
そ の 他	3,798	798	-
合 計	51,264	1,031	678

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 18,232百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 126百万円

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
その他の金銭の信託	1	1	-

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を採用しております。退職給付として、ポイント制（職能ポイント、勤続ポイント）に基づいた一時金を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,756百万円
勤務費用	138百万円
利息費用	24百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△25百万円
退職給付の支払額	△268百万円
期末における退職給付債務	2,626百万円

b 退職給付債務と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,626百万円
貸借対照表に計上された負債の額	2,626百万円
退職給付引当金	2,626百万円
貸借対照表に計上された負債の額	2,626百万円

c 退職給付に関連する損益

勤務費用	138百万円
利息費用	24百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△25百万円
臨時に支払った割増退職金	14百万円
その他	△1百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	151百万円

d 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております）
割引率 0.9%

(2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は32百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、310百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	350百万円
賞与引当金超過額	68百万円
退職給付引当金超過額	725百万円
相互援助積立金超過額	1,160百万円
有価証券有税償却額	179百万円
未払事業税	70百万円
減価償却超過額	41百万円
JAバンクサポート基金拠出	276百万円
特例業務負担金引当金	87百万円
未払奨励金超過額	297百万円
その他	129百万円
繰延税金資産小計	3,387百万円
評価性引当額	△2,116百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,271百万円

繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△7,795百万円
繰延税金負債合計 (B)	△7,795百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△6,524百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.62%
(調整)	
事業分量配当金	△3.70%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.44%
住民税均等割等	0.12%
評価性引当額の増減	△0.46%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.25%

11 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

注記表 (令和4年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) テリパティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	2年～50年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分し

た金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1百万円であります。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。

- (9) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに

従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,870百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

①当年度に係る計算書類に計上した額

「6 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,862百万円、圧縮記帳額は312百万円であります。

(2) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	0百万円
	有価証券	20,983百万円

担保資産に対応する債務	貯金	0百万円
	債券貸借取引受入担保金	21,641百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金100,000百万円、公金収納事務取扱にかかる担保として保証金1百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に216,224百万円含まれております。

(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は457百万円であります。

(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,225百万円
危険債権額	2,916百万円
三月以上延滞債権額	29百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	6,171百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、期末時点の額面金額はありません。

(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,660百万円であります。

(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金46,621百万円が含まれております。

注記表 (令和4年度)

(12) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出してあります。

5 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 10百万円 |
| うち事業取引高 | 10百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 246百万円 |
| うち事業取引高 | 246百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
| (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。 | |

主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	函館市	43百万円
合計			43百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしてあります。

また、上記資産は、売却の意思決定を行っており、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産売却予定額等を基に算定しております。

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会は、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券、金銭の信託、買入金銭債権による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託、指定金銭信託、特定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式、米通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（売買目的・その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場リスクに晒されております。

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく農林中央金庫からの借入金のほか、会員の組合員に対する貸出金原資として、農業経営基盤強化資金等の農業制度資金にかかる日本政策金融公庫からの借入金および就農支援資金にかかる北海道からの借入金であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠及びスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会及びALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部、地域農業サポート部及び各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスク及び時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握

し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会及びALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及び余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従って行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会及びリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) テリパティブ取引

テリパティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「金銭の信託」、「買入金銭債権」、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらのうち金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で145,464百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次及び月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価

額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,916,346	1,916,146	△200
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	33,389	33,325	△63
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	18,278	18,278	—
その他の金銭の信託	—	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	61,858	64,322	2,463
その他有価証券	756,264	756,264	—
貸出金	792,329		
貸倒引当金	△2,424		
貸倒引当金控除後	789,904	793,092	3,187
資産計	3,576,042	3,581,429	5,386
貯金	3,271,096	3,270,688	△408
債券貸借取引受入担保金	21,641	21,641	—
借入金	216,368	216,369	1
負債計	3,509,106	3,508,699	△407

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金112,154百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、

注記表 (令和4年度)

インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

c 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資 119,501百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,916,346	—	—	—	—	—
買入金銭債権 有価証券に該当 しないもの	9,400	15,900	8,000	—	—	—
有価証券						
満期保有目的 の債券	8,000	3,700	3,100	200	—	52,900
その他有価証 券のうち満期 があるもの	18,644	26,520	86,499	14,386	67,318	473,833
貸出金	203,321	84,278	86,039	75,998	66,156	264,669
合 計	2,155,712	130,398	183,638	90,585	133,475	791,403

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）59,778百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金25,621百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等4,448百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件7,412百万円は償還日が特定できないため、含めておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	3,099,277	55,436	1,463	1,324	1,441	—
譲渡性貯金	105,284	6,870	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	21,641	—	—	—	—	—
借入金	60,046	78,643	53,037	24,533	26	79
合 計	3,286,250	140,949	54,500	25,858	1,468	79

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国 債	60,347	62,783	2,435
	地 方 債	1,510	1,538	28
合 計		61,858	64,322	2,463

③その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株 式 債 券	7,113	4,246	2,866
	国 債	111,404	104,733	6,670
	地 方 債	41,512	40,927	584
	社 債	67,157	66,441	715
	そ の 他	74,663	55,197	19,465
	小 計	301,850	271,547	30,303
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株 式 債 券	83	101	△18
	国 債	273,637	290,705	△17,068
	地 方 債	40,832	41,724	△891
	社 債	84,261	86,222	△1,961
	外国証券	2,574	2,600	△26
	そ の 他	53,024	59,378	△6,353
小 計	454,413	480,732	△26,318	
合 計		756,264	752,279	3,984

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債939百万円を差し引いた金額3,045百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	187,203	546	4,687
そ の 他	7,664	4,032	162
合 計	194,868	4,578	4,850

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

- ①運用目的の金銭の信託
貸借対照表計上額 18,278百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 1,045百万円
- ②満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- ③その他の金銭の信託
該当ありません。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を採用しております。退職給付として、ポイント制（職能ポイント、勤続ポイント）に基づいた一時金を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,626百万円
勤務費用	133百万円
利息費用	23百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△28百万円
退職給付の支払額	△210百万円

期末における退職給付債務 2,545百万円

b 退職給付債務と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,545百万円
貸借対照表に計上された負債の額	2,545百万円
退職給付引当金	2,545百万円
貸借対照表に計上された負債の額	2,545百万円

c 退職給付に関連する損益

勤務費用	133百万円
利息費用	23百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△28百万円
臨時に支払った割増退職金	16百万円
その他	△1百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	143百万円

d 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております）

割引率 0.9%

- (2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は31百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、261百万円となっております。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	175百万円
賞与引当金超過額	67百万円
退職給付引当金超過額	702百万円
相互援助積立金超過額	1,326百万円
有価証券有税償却額	100百万円
未払事業税	50百万円
減価償却超過額	38百万円
JAバンクサポート基金拠出	276百万円
特例業務負担金引当金	78百万円
未払奨励金超過額	294百万円
未払助成金	119百万円
その他	150百万円
繰延税金資産小計	3,380百万円
評価性引当額	△2,031百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,349百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△939百万円
繰延税金負債合計 (B)	△939百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	410百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.62%
(調整)	
事業分量配当金	△5.31%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.82%
住民税均等割等	0.15%
評価性引当額の増減	△2.67%
その他	△0.26%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.89%

注記表 (令和4年度)

11 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結財務諸表

○ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	負債・純資産の部	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	896	885	貯金	3,190,972	3,158,485
預け金	1,945,361	1,916,346	譲渡性貯金	99,926	112,154
買入金銭債権	41,440	33,389	債券貸借取引受入担保金	24,662	21,641
金銭の信託	18,233	18,278	借入金	270,625	216,368
有価証券	862,812	818,122	代理業務勘定	45	115
貸出金	785,300	792,329	その他負債	3,463	5,465
その他資産	3,661	3,568	諸引当金	4,949	5,553
有形固定資産	7,837	7,754	退職給付に係る負債	2,689	2,612
建物	1,618	1,573	繰延税金負債	6,492	-
土地	6,166	6,123	再評価に係る繰延税金負債	1,520	1,508
その他の有形固定資産	52	57	債務保証	49,058	50,524
無形固定資産	283	266	負債の部合計	3,654,406	3,574,431
ソフトウェア	274	257	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	8	9	出資金	96,331	119,171
外部出資	119,491	119,491	利益剰余金	54,917	57,930
繰延税金資産		445	会員資本合計	151,248	177,102
債務保証見返	49,058	50,524	その他有価証券評価差額金	21,215	3,045
貸倒引当金	△3,521	△2,870	土地再評価差額金	3,985	3,954
			評価・換算差額等合計	25,201	6,999
			非支配株主持分	-	-
			純資産の部合計	176,449	184,102
資産の部合計	3,830,855	3,758,533	負債および純資産の部合計	3,830,855	3,758,533

連結財務諸表

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
経 常 収 益	30,089	32,260
資金運用収益	22,781	20,869
貸出金利息	4,792	4,697
預け金利息	41	38
有価証券利息配当金	6,649	6,427
その他受入利息	11,297	9,706
(うち受取奨励金)	(9,752)	(8,659)
(うち受取特別配当金)	(1,472)	(961)
役務取引等収益	2,854	2,970
その他事業収益	1,927	2,301
その他の経常収益	2,526	6,118
経 常 費 用	23,634	26,890
資金調達費用	14,505	13,291
貯金利息	350	324
譲渡性貯金利息	140	142
借入金利息	1	1
債券貸借取引支払担保金	3	1
その他支払利息	14,009	12,821
(うち支払奨励金)	(14,006)	(12,818)
役務取引等費用	1,961	2,049
その他事業費用	1,350	5,273
経 常 費	5,001	5,157
その他経常費用	815	1,117
経常利益(△は経常損失)	6,454	5,370
特 別 利 益	—	0
その他の特別利益	—	0
特 別 損 失	0	66
固定資産処分損失	0	23
減 損 損 失	—	43
税金等調整前当期利益	6,454	5,304
法人税、住民税および事業税	1,154	834
法人税等調整額	90	△94
法人税等合計	1,245	740
当期利益	5,209	4,564
非支配株主に帰属する当期利益	—	—
当期剰余金(△は当期損失金)	5,209	4,564

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	令和3年度	令和4年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	—	—
資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	—	—
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	49,707	53,335
利 益 剰 余 金 増 加 額	5,209	4,595
(当 期 剰 余 金)	(5,209)	(4,564)
(土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額)	(—)	(31)
利 益 剰 余 金 減 少 額	1,581	1,780
(出 資 配 当 金)	(719)	(762)
(事 業 分 量 配 当 金)	(862)	(1,017)
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	53,335	56,150

連結財務諸表

○ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	6,454	5,304
減価償却費	196	212
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△820	△651
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	600	604
外部出資等損失引当金の増減額 (△は減少)	△5	—
退職給付にかかる負債の増減額 (△は減少)	△125	△76
資金運用収益	△22,781	△20,869
資金調達費用	14,505	13,291
有価証券関係損益 (△は益)	1,130	689
金銭の信託の運用損益 (△は益)	234	△919
固定資産処分損益 (△は益)	0	23
貸出金の純増 (△) 減	10,174	△7,029
預け金の純増 (△) 減	160,000	△10,000
貯金の純増減 (△)	77,343	△20,259
借入金の純増減 (△)	12,029	△54,257
コールローン等の純増 (△) 減	△20,365	8,051
債券貸借取引受入担保金の純増減	△50,234	△3,020
資金運用による収入	22,840	20,918
資金調達による支出	△14,662	△13,377
事業分量配当金の支払額	△689	△862
その他	△468	2,377
小 計	195,356	△79,804
法人税等の支払額	△1,498	△1,010
事業活動によるキャッシュ・フロー	193,858	△80,815
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△188,951	△209,384
有価証券の売却による収入	63,759	214,785
有価証券の償還による収入	8,203	13,572
金銭の信託の増加による支出	△2,036	△2,276
金銭の信託の減少による収入	1,909	3,150
固定資産の取得による支出	△180	△159
固定資産の売却による収入	1	△19
外部出資の増加による支出	5	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△117,288	19,668
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	58	22,840
出資の減少による支出	—	—
出資配当金の支払額	△719	△719
財務活動によるキャッシュ・フロー	△661	22,120
4. 現金および現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金および現金同等物の増加額	75,908	△39,025
6. 現金および現金同等物の期首残高	60,345	136,253
7. 現金および現金同等物の期末残高	136,253	97,228

連結注記表 (令和3年度)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社 1社
北海道信連サービス㈱
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社及び関連会社はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結される全ての子会社の決算日は、毎年3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項
のれんは、ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等
 - …原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) テリパティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	2年～50年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証

による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3百万円であります。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。

なお、子会社については、簡便法を適用し、当年度末における職員の自己都合退職による場合の要支給額を基礎として計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。

(9) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

3 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響は軽微であります。
- (2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号

連結注記表 (令和3年度)

2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

4 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 3,521百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

①当年度に係る計算書類に計上した額

「7 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「7 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,835百万円、圧縮記帳額は312百万円であります。

(2) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	0百万円
	有価証券	24,778百万円
	貸出金	16,000百万円
担保資産に対応する債務	貯金	0百万円
	債券貸借取引受入担保金	24,662百万円
	借入金	8,000百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金200,000百万円、公金収納事務取扱にかかる担保として保証金1百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けて

いる有価証券が、国債に263,930百万円含まれております。

(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権

はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	898百万円
危険債権額	5,743百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	一百万円
合計額	6,641百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

(7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、期末時点の額面金額はありません。

(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、439,215百万円であります。

(9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金46,621百万円が含まれております。

(10) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

6 連結損益計算書に関する事項

(1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は8百万円であります。

7 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会は、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券、金銭の信託、買入金銭債権による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によつてもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託、指定金銭信託、特定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式、米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（売買目的・その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が3,000百万円含まれております。

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」及び「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」に基づく農林中央金庫からの借入金のほか、会員の組合員に対する貸出金原資として、農業経営基盤強化資金等の農業制度資金にかかる日本政策金融公庫からの借入金および就農支援資金にかかる北海道からの借入金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠及びスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会及びALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部、地域農業サポート部及び各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスク及び時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会及びALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及び余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会及びリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「金銭の信託」、「買入金銭債権」、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらのうち金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で64,178百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次及び月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

連結注記表 (令和3年度)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	1,945,361	1,945,379	18
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	41,440	41,388	△52
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	18,232	18,232	—
その他の金銭の信託	1	1	—
有価証券			
満期保有目的の債券	21,516	22,259	742
その他有価証券	841,295	841,295	—
貸出金	785,300		
貸倒引当金	△3,173		
貸倒引当金控除後	782,126	788,132	6,005
資産計	3,649,974	3,656,688	6,714
貯金	3,290,898	3,291,030	131
債券貸借取引受入担保金	24,662	24,662	—
借入金	270,625	270,630	4
負債計	3,586,186	3,586,322	135

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金99,926百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレ-

トであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間 (1年以内) であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

c 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

連結貸借対照表計上額

外部出資 119,491百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,945,361	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
有価証券に該当しないもの	8,000	9,400	15,900	8,000	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	6,500	8,000	3,700	3,100	200	—
その他有価証券のうち満期があるもの	23,199	49,036	26,620	52,151	14,386	575,154
貸出金	201,348	92,413	75,048	75,751	70,452	260,562
合計	2,184,409	158,849	121,268	139,003	85,039	835,716

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越 (融資型を除く) 66,884百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金25,621百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2,303百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件7,412百万円は償還日が特定できないため、含めておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	3,183,522	2,728	2,637	607	1,476	—
譲渡性貯金	98,616	1,310	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	24,662	—	—	—	—	—
借入金	78,751	60,047	78,644	53,037	34	110
合 計	3,385,551	64,086	81,282	53,645	1,511	110

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

8 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価が連結貸借対照表計上額を超えないものはありません。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照 表上額を超えるもの	国 債	19,999	20,689	690
	地 方 債	1,517	1,569	51
合 計		21,516	22,259	742

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対 照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式 債 券	4,853	2,874	1,978
	国 債	328,781	318,210	10,570
	地 方 債	92,931	91,548	1,382
	社 債	43,606	42,503	1,103
	そ の 他	88,479	64,753	23,726
	小 計	558,652	519,890	38,761
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株 式 債 券	1,003	1,126	△122
	国 債	180,054	185,973	△5,918
	地 方 債	5,208	5,222	△13
	社 債	31,643	31,925	△282
	外国証券	3,000	3,000	—
	そ の 他	61,732	65,145	△3,412
小 計	282,642	292,393	△9,750	
合 計		841,295	812,284	29,011

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債7,795百万円を差し引いた金額21,215百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	47,465	232	678
そ の 他	3,798	798	—
合 計	51,264	1,031	678

9 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

- ①運用目的の金銭の信託
連結貸借対照表計上額 18,232百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 126百万円
- ②満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対 照表計上額	取得原価	差 額
その他の金銭の信託	1	1	—

10 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を採用しております。

退職給付として、ポイント制（職能ポイント、勤続ポイント）に基づいた一時金を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,814百万円
勤務費用	143百万円
利息費用	24百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△25百万円
退職給付の支払額	△268百万円
期末における退職給付債務	2,689百万円

b 退職給付債務と連結貸借対照表で計上された退職給付

引当金の調整表	
退職給付債務	2,689百万円
連結貸借対照表に計上された負債の額	2,689百万円
退職給付引当金	2,689百万円
連結貸借対照表に計上された負債の額	2,689百万円

c 退職給付に関連する損益

勤務費用	143百万円
利息費用	24百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△25百万円
臨時に支払った割増退職金	14百万円
その他	△1百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	156百万円

d 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております）

割引率 0.9%

(2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は32百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、310百万円となっております。

連結注記表 (令和3年度)

11 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	350百万円
賞与引当金超過額	72百万円
退職給付引当金超過額	746百万円
相互援助積立金超過額	1,160百万円
有価証券有税償却額	179百万円
未払事業税	70百万円
減価償却超過額	41百万円
JAバンクサポート基金拠出	276百万円
特別業務負担金引当金	87百万円
未払奨励金超過額	297百万円
その他	135百万円
繰延税金資産小計	3,419百万円
評価性引当額	△2,116百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,302百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△7,795百万円
繰延税金負債合計 (B)	△7,795百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△6,493百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.62%
(調整)	
事業分量配当金	△3.69%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.43%
住民税均等割等	0.13%
評価性引当額の増減	△0.46%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.29%

12 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結注記表 (令和4年度)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社 1社
北海道信連サービスク
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社及び関連会社はありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結される全ての子会社の決算日は、毎年3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項
のれんは、ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) テリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	2年～50年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1百万円であります。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しております。

(9) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

3 会計方針の変更に関する事項

- (1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

連結注記表 (令和4年度)

4 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 2,870百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2 重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

①当年度に係る計算書類に計上した額

「7 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「7 金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,862百万円、圧縮記帳額は312百万円であります。

(2) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	0百万円
	有価証券	20,983百万円
担保資産に対応する債務	貯金	0百万円
	債券貸借取引受入担保金	21,641百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金100,000百万円、公金収納事務取扱にかかる担保として保証金1百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に216,224百万円含まれております。

(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 3,225百万円

危険債権額	2,916百万円
三月以上延滞債権額	29百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	6,171百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。(7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、期末時点の額面金額はありません。

(8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,660百万円であります。

(9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金46,621百万円が含まれております。

(10) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

6 連結損益計算書に関する事項

(1) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	減損損失
遊休資産	土地	函館市	43百万円
合計			43百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、遊休資産については各資産毎の単位でグルーピングをしております。

また、上記資産は、売却の意思決定を行っており、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は不動産売却予定額等を基に算定しております。

7 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となっており、運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会は、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券、金銭の信託、買入金銭債権による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託、指定金銭信託、特定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式、米、米穀類等の外国証券等であり、純投資目的（売買目的・その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場リスクに晒されております。

借入金、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく農林中央金庫からの借入金のほか、会員の組合員に対する貸出金原資として、農業経営基盤強化資金等の農業制度資金にかかる日本政策金融公庫からの借入金および就農支援資金にかかる北海道からの借入金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠及びスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会及びALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部、地域農業サポート部及び各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスク及び時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管

理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会及びALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及び余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部に保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会及びリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「金銭の信託」、「買入金銭債権」、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらのうち金融資産について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量が限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で145,464百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次及び月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

連結注記表 (令和4年度)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	1,916,346	1,916,146	△200
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	33,389	33,325	△63
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	18,278	18,278	—
その他の金銭の信託	—	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	61,858	64,322	2,463
その他有価証券	756,264	756,264	—
貸出金	792,329		
貸倒引当金	△2,424		
貸倒引当金控除後	789,904	793,092	3,187
資産計	3,576,042	3,581,429	5,386
貯金	3,270,639	3,270,230	△408
債券貸借取引受入担保金	21,641	21,641	—
借入金	216,368	216,369	1
負債計	3,508,649	3,508,242	△407

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金112,154百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して

時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間 (1年以内) であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

c 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

連結貸借対照表計上額

外部出資 119,491百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,916,346	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
有価証券に該当しないもの	9,400	15,900	8,000	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	8,000	3,700	3,100	200	—	52,900
その他有価証券のうち満期があるもの	18,644	26,520	86,499	14,386	67,318	473,833
貸出金	203,321	84,278	86,039	75,998	66,156	264,669
合 計	2,155,712	130,398	183,638	90,585	133,475	791,403

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越 (融資型を除く) 59,778百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金25,621百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等4,448百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件7,412百万円は償還日が特定できないため、含めておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	3,098,820	55,436	1,463	1,324	1,441	—
譲渡性貯金	105,284	6,870	—	—	—	—
債券貸借取引 受入担保金	21,641	—	—	—	—	—
借入金	60,046	78,643	53,037	24,533	26	79
合計	3,285,792	140,949	54,500	25,858	1,468	79

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

8 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価が連結貸借対照表計上額を超えないものはありません。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対 照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照 表上額を超えるもの	国債	60,347	62,783	2,435
	地方債	1,510	1,538	28
合計		61,858	64,322	2,463

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対 照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	7,113	4,246	2,866
	債券			
	国債	111,404	104,733	6,670
	地方債	41,512	40,927	584
	社債	67,157	66,441	715
	その他	74,663	55,197	19,465
小計		301,850	271,547	30,303
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	83	101	△18
	債券			
	国債	273,637	290,705	△17,068
	地方債	40,832	41,724	△891
	社債	84,261	86,222	△1,961
	外国証券	2,574	2,600	△26
その他	53,024	59,378	△6,353	
小計		454,413	480,732	△26,318
合計		756,264	752,279	3,984

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債939百万円を差し引いた金額3,045百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	187,203	546	4,687
その他	7,664	4,032	162
合計	194,868	4,578	4,850

9 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①運用目的の金銭の信託	
連結貸借対照表計上額	18,278百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	1,045百万円
②満期保有目的の金銭の信託	
該当ありません。	
③その他の金銭の信託	
該当ありません。	

10 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を採用しております。

退職給付として、ポイント制（職能ポイント、勤続ポイント）に基づいた一時金を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,689百万円
勤務費用	138百万円
利息費用	23百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△28百万円
退職給付の支払額	△210百万円
期末における退職給付債務	2,612百万円

b 退職給付債務と連結貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,612百万円
連結貸借対照表に計上された負債の額	2,612百万円
退職給付引当金	2,612百万円
連結貸借対照表に計上された負債の額	2,612百万円

c 退職給付に関連する損益

勤務費用	138百万円
利息費用	23百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△28百万円
臨時に支払った割増退職金	16百万円
その他	△1百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	149百万円

d 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均割引率）

割引率 0.9%

(2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は31百万円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しております。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、261百万円となっております。

連結注記表 (令和4年度)

11 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	175百万円
賞与引当金超過額	70百万円
退職給付引当金超過額	725百万円
相互援助積立金超過額	1,326百万円
有価証券有税償却額	100百万円
未払事業税	51百万円
減価償却超過額	38百万円
JAバンクサポート基金拠出	276百万円
特別業務負担金引当金	78百万円
未払奨励金超過額	294百万円
未払助成金	119百万円
その他	158百万円
繰延税金資産小計	3,416百万円
評価性引当額	△2,031百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,384百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△939百万円
繰延税金負債合計 (B)	△939百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	445百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.62%
(調整)	
事業分量配当金	△5.30%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.80%
住民税均等割等	0.16%
評価性引当額の増減	△2.66%
その他	△0.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.96%

12 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

財務諸表の正確性および内部監査の有効性にかかる確認書

確 認 書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月22日

北海道信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 長谷川 隆行

会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

財務指標等

主要経営指標

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	30,729	31,903	33,007	29,922	32,103
経常利益(△は経常損失)	5,785	4,963	5,363	6,439	5,354
当期末処分剰余金(△は当期末処理損失)	10,133	10,338	10,364	10,782	9,746
(当期剰余金(△は当期損失))	(4,668)	(4,693)	(4,635)	(5,199)	(4,554)
出資金	96,273	96,273	96,272	96,331	119,171
(出資口数)	(9,627,310口)	(9,627,310口)	(9,627,295口)	(9,633,130口)	(11,917,162口)
貯金等残高	3,046,763	3,088,163	3,213,983	3,291,341	3,271,096
貸出金残高	648,773	743,621	795,474	785,300	792,329
有価証券残高	805,539	740,269	765,530	862,812	818,122
剰余金配当金額	2,073	1,264	1,409	1,581	1,780
普通出資配当額	476	476	476	476	505
後配出資配当額	243	243	243	243	257
事業分量配当額	1,354	544	689	862	1,017
職員数	332人	324人	321人	313人	304人
単体自己資本比率	12.64%	11.88%	11.48%	11.65%	13.57%
純資産額	184,620	177,742	185,719	176,085	183,728
総資産額	3,508,535	3,573,546	3,804,545	3,830,838	3,758,481

注) 1. 貯金等残高は譲渡性貯金を含んでいます。
2. 総資産額は貸倒引当金および外部出資等損失引当金を資産から控除して算出しています。

利益総括表

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	8,350	7,646	△704
役員取引等収支	887	915	28
その他事業収支	671	△2,878	△3,549
事業粗利益 (事業粗利益率)	9,908 (0.27%)	5,684 (0.15%)	△4,224 (△0.12%)

注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
2. 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用
3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
4. 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支
5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	増減
事業純益	4,419	412	△4,006
実質事業純益	4,792	412	△4,379
コア事業純益	5,237	4,553	△684
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	5,612	6,119	506

注) 1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 利益率

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.17	0.14	△0.03
純資産経常利益率	4.15	3.26	△0.89
総資産当期純利益率	0.14	0.12	△0.02
純資産当期純利益率	3.35	2.77	△0.58

- 注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

● 資金運用・調達状況

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	3,567,375	22,781	0.64%	3,613,824	20,869	0.58%
うち預け金	1,960,153	11,266	0.57%	1,964,958	9,659	0.49%
うち買入金銭債権	35,031	71	0.20%	40,422	84	0.21%
うち有価証券	777,632	6,649	0.86%	818,455	6,427	0.79%
うち貸出金	794,519	4,792	0.60%	789,962	4,697	0.59%
資金調達勘定	3,528,384	14,335	0.41%	3,565,798	13,146	0.37%
うち貯金	3,243,684	14,401	0.44%	3,302,011	13,210	0.40%
うち借入金	271,051	1	0.00%	265,105	1	0.00%
総資金利ざや	—	—	0.09%	—	—	0.06%

- 注) 1. 貯金には譲渡性貯金が含まれています。
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。
 5. 総資金利ざやは、総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率で算出しております。

● 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和3年度	令和4年度	増 減
貯 貸 率	期 末	23.85	24.22	0.37
	期 中 平 均	24.49	23.92	△0.57
貯 証 率	期 末	26.21	25.01	△1.20
	期 中 平 均	23.97	24.78	0.81

- 注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

● 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	380	△1,911
うち貸出金	△204	△95
有 価 証 券	104	△222
買 入 金 銭 債 権	68	13
預 け 金	411	△1,607
そ の 他	0	0
支 払 利 息	△1,056	△1,214
うち貯金	△996	△1,194
譲 渡 性 貯 金	△40	2
借 用 金	0	0
そ の 他	△19	△22
差 引	1,436	△697

- 注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預け金には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の貯金には、支払奨励金が含まれています。

財務指標等

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	151,180 (4.66)	155,379 (4.70)	4,199
定期性貯金	2,948,229 (90.89)	2,970,662 (89.96)	22,432
その他の貯金	46,599 (1.43)	49,796 (1.50)	3,196
計	3,146,009 (96.98)	3,175,838 (96.17)	29,828
譲渡性貯金	97,674 (3.01)	126,172 (3.82)	28,498
合計	3,243,684 (100.00)	3,302,011 (100.00)	58,327

注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
3. ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	2,980,008 (100.00)	2,951,856 (100.00)	△28,151
うち固定金利定期	2,980,007 (99.99)	2,951,855 (99.99)	△28,152
うち変動金利定期	1 (0.00)	1 (0.00)	0

注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. ()内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

		令和3年度	令和4年度	増 減	
手形貸付		2,612 (0.32)	2,175 (0.27)	△437	
証書貸付		677,643 (85.28)	673,257 (85.22)	△4,385	
当座貸越		114,263 (14.38)	114,529 (14.49)	265	
割引手形		- (-)	- (-)	-	
合計		794,519 (100.00)	789,962 (100.00)	△4,556	
貸出先別	会員	総合農協	51,177 (6.44)	48,213 (6.10)	△2,964
		その他農協連合会	79,924 (10.05)	84,288 (10.66)	4,364
		会員の組合員	23,267 (2.92)	21,641 (2.73)	△1,625
		准会員	52,255 (6.57)	48,049 (6.08)	△4,206
		計	206,625 (26.00)	202,193 (25.59)	△4,431
貸出先別	外	地方公共団体	139,161 (17.51)	126,590 (16.02)	△12,571
		金融機関	120,079 (15.11)	114,090 (14.44)	△5,989
		その他	328,652 (41.36)	347,088 (43.93)	18,435
合計		587,894 (73.99)	587,768 (74.40)	△125	

注) ()内は構成比です。

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度末	令和4年度末	増 減
固定金利貸出	517,185 (65.85)	499,995 (63.10)	△17,190
変動金利貸出	268,114 (34.14)	292,333 (36.89)	24,219
合計	785,300 (100.00)	792,329 (100.00)	7,029

注) ()内は構成比です。

● 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度末	令和4年度末	増 減
貯 金 等	781	700	△81
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	17,839	17,281	△557
そ の 他 担 保 物	10,805	10,608	△196
小 計	29,425	28,589	△836
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	31,082	39,857	8,775
そ の 他 保 証	4,005	2,695	△1,310
小 計	35,088	42,552	7,464
信 用	720,786	721,186	400
合 計	785,300	792,329	7,029

● 債務保証の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度末	令和4年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,376	1,219	△157
そ の 他 担 保 物	0	1	1
小 計	1,377	1,221	△155
信 用	47,681	49,303	1,622
合 計	49,058	50,524	1,466

● 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年度末	令和4年度末	増 減
製 造 業	56,356 (7.17)	51,461 (6.49)	△4,894
農 業	21,295 (2.71)	19,855 (2.50)	△1,439
建 設 業	1,950 (0.24)	4,120 (0.51)	2,170
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	30,415 (3.87)	29,740 (3.75)	△674
情 報 通 信 業	100 (0.01)	1,050 (0.13)	950
運 輸 業・郵 便 業	10,435 (1.32)	11,191 (1.41)	756
卸 売 業	37,368 (4.75)	34,051 (4.29)	△3,316
小 売 業	43,164 (5.49)	43,920 (5.54)	755
金 融 業・保 険 業	203,643 (25.93)	217,465 (27.44)	13,822
不 動 産 業	38,428 (4.89)	39,519 (4.98)	1,091
物 品 賃 貸 業	124,903 (15.90)	130,869 (16.51)	5,966
宿 泊 業	142 (0.01)	— (—)	△142
医 療・福 祉	7,050 (0.89)	5,896 (0.74)	△1,153
そ の 他 の サ ー ビ ス	76,751 (9.77)	77,762 (9.81)	1,011
地 方 公 共 団 体	131,709 (16.77)	123,926 (15.64)	△7,782
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	1,586 (0.20)	1,497 (0.18)	△88
合 計	785,300 (100.00)	792,329 (100.00)	7,029

注) 1 () 内は構成比です。

2 総務省が定める「日本標準産業分類」および日本銀行が定める「業種別貸出金調査表の業種分類」に準じて記載しております。

財務指標等

◆貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	令和3年度末	令和4年度末	増 減
設 備 資 金	117,184 (14.92)	115,142 (14.53)	△2,042
運 転 資 金	668,115 (85.07)	677,186 (85.46)	9,071
合 計	785,300 (100.00)	792,329 (100.00)	7,029

注) () 内は構成比です。

◆主要な農業関係の貸出金残高

(単位：百万円)

営 農 類 型 別	令和3年度末	令和4年度末	増 減
農 業	20,776	19,102	△1,674
穀 作	665	680	15
野 菜 ・ 園 芸	725	685	△39
果 樹 ・ 樹 園 農 業	49	45	△3
工 芸 作 物	303	269	△34
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	11,976	11,197	△779
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	7,056	6,223	△833
農 業 関 連 団 体 等	167,775	163,197	△4,578
合 計	188,552	182,299	△6,252

注) 1 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、業種別貸出金残高における「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2 「その他農業」には、軽種馬経営、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。
 4 「営農類型別」の「農業」の合計と「貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しておりません。

(単位：百万円)

資金種類別〔貸出金〕	令和3年度末	令和4年度末	増 減
ブ ロ パ ー 資 金	185,732	179,893	△5,839
農 業 制 度 資 金	2,819	2,406	△413
農 業 近 代 化 資 金	17	3	△13
そ の 他 制 度 資 金	2,802	2,402	△399
合 計	188,552	182,299	△6,252

注) 1 ブロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①、③の転貸資金と②を対象としています。
 3 その他制度資金には、軽種馬経営強化改善資金や軽種馬生産育成強化資金などが該当します。

(単位：百万円)

資金種類別〔受託貸付金〕	令和3年度末	令和4年度末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	280,520	312,838	32,317
農 業 者 年 金 基 金	9	1	△7
合 計	280,530	312,840	32,309

● 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分	債権額	保 全 額			
		担保等	保 証	引当等	合 計
令和3年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	898	504	37	349	891
危 険 債 権	5,743	2,898	753	2,091	5,743
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小 計	6,641	3,403	790	2,441	6,635
正 常 債 権	828,166				
合 計	834,808				
令和4年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	3,225	2,098	41	1,080	3,220
危 険 債 権	2,916	1,404	324	1,187	2,916
要 管 理 債 権	29	15	14	—	29
三月以上延滞債権	29	15	14	—	29
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小 計	6,171	3,517	379	2,268	6,166
正 常 債 権	837,146				
合 計	843,318				

- 注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権……破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本および利息の受取ができない可能性が高い債権をいいます。
3. 要管理債権……農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権……元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権……債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権……債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

財務指標等

◆貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,274	1,647	-	1,274	1,647	1,647	1,002	-	1,647	1,002
個別貸倒引当金	3,067	1,873	8	3,059	1,873	1,873	1,867	0	1,873	1,867
合計	4,342	3,521	8	4,334	3,521	3,521	2,870	0	3,521	2,870

◆貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	0	-

◇有価証券に関する指標

◆種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度	増減
国債	債	477,945	478,112	166
地方債	債	100,251	91,367	△8,883
社債	債	65,192	115,407	50,214
外国証券	券	1,471	2,628	1,157
株式	式	4,005	4,106	100
受益証券	券	128,766	126,833	△1,932
合計	計	777,632	818,455	40,822

注) 1. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。(以下同様)

◆商品有価証券種類別平均残高…該当ありません。

◆有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和3年度末								
国債	20,585	54,460	23,224	44,363	22,893	363,306	-	528,834
地方債	2,350	16,403	21,715	-	26,201	32,987	-	99,657
社債	3,622	10,542	4,661	2,436	6,138	47,848	-	75,249
外国証券	-	3,000	-	-	-	-	-	3,000
株式	-	-	-	-	-	-	5,856	5,856
受益証券	1,471	1,745	20,276	15,648	23,943	9,922	77,206	150,212
合計	28,029	86,151	69,878	62,447	79,176	454,064	83,063	862,812
令和4年度末								
国債	14,647	20,719	55,903	-	-	354,119	-	445,389
地方債	4,425	31,781	1,610	4,822	14,125	27,090	-	83,856
社債	6,146	48,128	18,306	5,934	29,250	43,651	-	151,418
外国証券	-	2,574	-	-	-	-	-	2,574
株式	-	-	-	-	-	-	7,196	7,196
受益証券	-	6,843	8,365	4,867	10,622	-	96,989	127,687
合計	25,219	110,046	84,186	15,625	53,998	424,861	104,185	818,122

注) 保有区分が「その他有価証券」について、残高は期末の時価を適用しています。

有価証券の時価情報等

● 売買目的有価証券…該当ありません。

● 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	19,999	20,689	690	60,347	62,783	2,435
	地 方 債	1,517	1,569	51	1,510	1,538	28
	小 計	21,516	22,259	742	61,858	64,322	2,463

● その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	株 式	4,853	2,874	1,978	7,113	4,246	2,866
	債 券	465,319	452,262	13,056	220,074	212,103	7,971
	国 債	328,781	318,210	10,570	111,404	104,733	6,670
	地 方 債	92,931	91,548	1,382	41,512	40,927	584
	社 債	43,606	42,503	1,103	67,157	66,441	715
	そ の 他	88,479	64,753	23,726	74,663	55,197	19,465
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	受益証券	88,479	64,753	23,726	74,663	55,197	19,465
	小 計	558,652	519,890	38,761	301,850	271,547	30,303
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株 式	1,003	1,126	△122	83	101	△18
	債 券	216,906	223,122	△6,215	398,731	418,652	△19,921
	国 債	180,054	185,973	△5,918	273,637	290,705	△17,068
	地 方 債	5,208	5,222	△13	40,832	41,724	△891
	社 債	31,643	31,925	△282	84,261	86,222	△1,961
	そ の 他	64,732	68,145	△3,412	55,598	61,978	△6,379
	外国証券	3,000	3,000	-	2,574	2,600	△26
	受益証券	61,732	65,145	△3,412	53,024	59,378	△6,353
	小 計	282,642	292,393	△9,750	454,413	480,732	△26,318

注) 1. 本表記載の有価証券の取得価額は、取得価額または償却原価によっています。
 2. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含まれますが、令和3年度末、令和4年度末ともに該当はありません。
 4. 満期保有目的の有価証券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

財務指標等

● 金銭の信託の時価情報等

● 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	18,232	126	18,278	1,045

● 満期保有目的の金銭の信託…該当ありません。

● その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
 2. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
 3. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しますが、令和3年度末、令和4年度末ともに該当はありません。
 4. その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表額としています。

● デリバティブ取引等の時価情報等

● 株式関連取引…該当ありません。

● 債券関連取引…該当ありません。

● 金利関連取引…該当ありません。

● 通貨関連取引…該当ありません。

● 受託貸付金

● 受託貸付金残高

(単位：百万円)

受託先	令和3年度	令和4年度
(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）	280,520	312,838
(株)日本政策金融公庫（国民生活事業）	354	316
独立行政法人住宅金融支援機構	6,592	5,383
独立行政法人福祉医療機構	51	35
独立行政法人農業者年金基金	9	1
合計	287,528	318,575

当会グループの概況

◇ 組織・事業の概況

1. グループの概要

当会および子会社の事業概要は以下の通りです。

北海道信用農業協同組合連合会（親会社）

当会は農業協同組合法に基づき、農業者・JAをはじめ企業や地方公共団体等の事業に必要な資金の貸付や、全道JA、関係団体等から貯金や定期積金の受入を行っています。

また、このほかに振込・代金取立等を行う為替業務や、農協信用事業の機能・サービスの拡充・強化の支援を行う金融推進業務、日本政策金融公庫資金をはじめとした制度資金を取り扱う受託業務等を行っています。

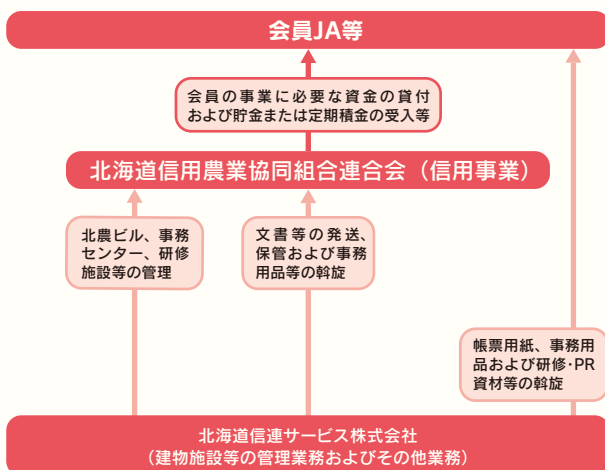
これらの業務の具体的な内容等は前述のとおりです。

北海道信連サービス株式会社（子会社）

当社は当会が所有する北農ビル、事務センター、研修施設など建物施設等の管理をしています。

また、その他に当会の事業に付随し発生する文書等の発送、保管業務や、当会および会員JAの信用窓口等で使用する帳票用紙、事務用品および研修・PR資材等の共同調製等の業務を営んでいます。

当会および子会社の事業系統図



子会社の状況

名 称	北海道信連サービス株式会社
主たる事務所の所在地	札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号
事業の内容	建物施設の管理およびこれに付帯する事業
設立年月日	昭和59年8月29日
資本金	10百万円
当会の議決権比率	100.0%
当会および他の子会社等の議決権比率	100.0%

2. 連結事業概況（令和4年度）

(1) 連結財務の状況

当会グループの連結財務の状況は、会員等から受け入れた貯金を主とする負債総額は3兆5,744億円、貸出金、預け金、有価証券を主とする総資産額については3兆7,585億円、出資金および利益剰余金等の純資産額については1,841億円となりました。

一方、連結自己資本比率は、13.60%となり、健全性を維持する水準を確保しております。

(2) 連結子会社の事業概況

北海道信連サービス株式会社の令和4年度営業収益は440百万円、経常利益15百万円、当期利益が6百万円となりました。

当会グループの概況

◆ 連結ベースの主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	30,877	32,056	33,161	30,089	32,260
経常利益(△は経常損失)	5,803	4,978	5,391	6,454	5,370
当期剰余金(△は当期損失)	4,680	4,702	4,653	5,209	4,564
連結純資産額	184,947	178,077	186,073	176,449	184,102
連結総資産額	3,508,558	3,573,576	3,804,565	3,830,855	3,758,533
連結自己資本比率	12.66%	11.91%	11.51%	11.68%	13.60%

注) 1. 総資産額は貸倒引当金および外部出資等損失引当金を資産から控除して算出しています。

◆ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分	債権額	保 全 額			
		担保等	保 証	引当等	合 計
令和3年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	898	504	37	349	891
危険債権	5,743	2,898	753	2,091	5,743
要管理債権	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小計	6,641	3,403	790	2,441	6,635
正常債権	828,166				
合計	834,808				
令和4年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	3,225	2,098	41	1,080	3,220
危険債権	2,916	1,404	324	1,187	2,916
要管理債権	29	15	14	—	29
三月以上延滞債権	29	15	14	—	29
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
小計	6,171	3,517	379	2,268	6,166
正常債権	837,146				
合計	843,318				

注) 各項目の定義等は「農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況」(単体)と同様です。

JA北海道信連

資料編Ⅱ

自己資本の充実の状況等

自己資本の充実の状況等（単体）

1 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年度末における自己資本比率は、13.57%となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	591億円(前年度476億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	600億円(前年度486億円)

(3) 当会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理規程を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施しています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する態勢を構築しています。

また、金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化する中で、健全性と安定性を継続的に確保していくためには、諸リスクの十分な把握と適切な管理・運営を行う包括的なリスク管理態勢を構築することが不可欠であります。当会におけるリスクマネジメントとは、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールすること」であり、リスクの許容量を踏まえた上で、「中長期的に安定した収支を確保すること」を目的としています。このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるオペレーショナル・リスクについては基礎的手法にて計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	149,302	174,947
うち、出資金および資本準備金の額	96,331	119,171
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	54,553	57,556
うち、外部流出予定額 (△)	1,581	1,780
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,850	5,805
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,850	5,805
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	495	245
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	155,648	180,999
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額	205	192
うち、のれんにかかるものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	205	192
繰延税金資産 (一時差異にかかるものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	205	192
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	155,443	180,806
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,313,393	1,312,484
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,506	5,463
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,506	5,463
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	20,166	19,173
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,333,560	1,331,658
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.65	13.57

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%
現金	896	—	—	885	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	524,872	—	—	456,324	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	230,892	—	—	208,906	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,916	391	15	2,310	231	9
我が国の政府関係機関向け	42,145	4,214	168	38,135	3,813	152
地方三公社向け	1,880	—	—	960	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	2,374,197	412,819	16,512	2,303,790	408,015	16,320
法人等向け	534,011	352,245	14,089	599,356	354,103	14,164
中小企業等向けおよび個人向け	33,915	25,003	1,000	34,807	25,575	1,023
抵当権付住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	4,147	4,132	165	2,181	2,171	86
三月以上延滞等	2,178	2,515	100	4,296	3,709	148
取立未済手形	114	22	0	92	18	0
信用保証協会等による保証付	31,217	3,116	124	40,115	4,007	160
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	18,848	18,848	753	20,197	20,197	807
(うち出資等のエクスポージャー)	18,848	18,848	753	20,197	20,197	807
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	159,784	393,943	15,757	159,695	393,881	15,755
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー)	14,053	35,134	1,405	13,537	33,842	1,353
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	141,286	353,215	14,128	141,286	353,215	14,128
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	766	1,915	76	1,300	3,252	130
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段にかかる五パーセント基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,678	3,678	147	3,571	3,570	142
証券化	59,850	12,338	493	64,796	12,856	514
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	59,850	12,338	493	64,796	12,856	514
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	152,083	78,292	3,131	135,154	78,439	3,137
(うちルックスルー方式)	152,083	78,292	3,131	135,154	78,439	3,137
(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		5,506	220		5,463	218
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—		—	—
信用リスク・アセットの額の合計額		1,313,393	52,535		1,312,484	52,499

- (注) 1. 「リスク・アセット」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	20,166	806	19,173	766

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法))

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
所要自己資本額	1,333,560	53,342	1,331,658	53,266

自己資本の充実の状況等 (単体)

2 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等の理由により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する債権から期待する経済的効果を得られないリスクのことです。

当会は、信用リスクを金融の繁閑によらない安定的な収益源として位置付け、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定められた許容範囲内でコントロールする」ため、運用資産に内包する信用リスクを定量化し、資産の「安全性」確保と信用リスクに見合った「収益性」確保を目的として内部規程を定めて適切に管理しています。

信用リスクのモニタリング情報については、毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報告する態勢をとっています。

経営戦略に基づく信用リスク管理の基本的な方針等は、リスク管理委員会で審議のうえ理事会にて決定しています。また、重要な案件の個別与信判断等については、理事長以下役員および関連部長によって構成される融資協議会にて審議を行っております。

与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

貸倒引当金の計上については、「資産・負債の評価および償却・引当の計上基準」に基づき行っています。なお、計上基準については注記表に記載しております。

(2) 標準的な手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセット額の算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	令和3年度				令和4年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ	
国 内	3,957,008	1,142,631	697,931	—	3,866,871	1,093,123	693,556	—
国 外	6,010	—	6,010	—	5,183	—	5,183	—
合 計	3,963,019	1,142,631	703,942	—	3,872,055	1,093,123	698,740	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

		令和3年度				令和4年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
法人	農 業	30,314	30,314	—	—	31,277	31,277	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	63,567	54,404	6,631	—	85,662	47,151	35,632	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	40,784	40,182	100	—	46,225	42,420	3,302	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	51,488	32,920	17,752	—	72,207	33,151	38,240	—
	運輸・通信業	19,180	10,956	8,224	—	30,427	12,662	17,764	—
	金融・保険業	2,618,924	466,125	46,954	—	2,546,436	418,822	58,829	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	353,067	351,497	900	—	364,381	359,407	4,305	—
	日本国政府・地方公共団体	755,089	131,710	623,378	—	664,596	123,931	540,664	—
上記以外	198	173	—	—	256	239	—	—	
個人	24,344	24,344	—	—	24,058	24,058	—	—	
その他	6,059	—	—	—	6,526	—	—	—	
合計	3,963,019	1,142,631	703,942	—	3,872,055	1,093,123	698,740	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

		令和3年度				令和4年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
1年以下	2,189,267	215,457	26,432	—	2,153,990	213,125	25,074	—	
1年超3年以下	256,308	138,533	86,376	—	278,446	139,751	104,710	—	
3年超5年以下	204,009	148,138	47,805	—	222,825	149,804	73,020	—	
5年超7年以下	157,118	113,110	44,008	—	122,215	111,339	10,875	—	
7年超10年以下	167,415	112,571	54,844	—	152,386	108,139	44,247	—	
10年超	588,256	143,781	444,474	—	587,080	146,268	440,812	—	
期限の定めのないもの	400,643	271,038	—	—	355,110	224,485	—	—	
合計	3,963,019	1,142,631	703,942	—	3,872,055	1,092,913	698,740	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
国	内	2,178	1,961
国	外	－	－
合	計	2,178	1,961

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
法人	農 業	1,134	1,108
	林 業	－	－
	水 産 業	－	－
	製 造 業	－	－
	鉱 業	－	－
	建 設 ・ 不 動 産 業	－	－
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	－	－
	運 輸 ・ 通 信 業	－	－
	金 融 ・ 保 険 業	－	－
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	－	－
	上 記 以 外	－	－
	個 人	1,043	853
合 計	2,178	1,961	

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,274	1,647	－	1,274	1,647	1,647	1,002	－	1,647	1,002
個別貸倒引当金	3,067	1,873	8	3,059	1,873	1,873	1,867	0	1,873	1,867

b. 地域別

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

c. 業種別

(単位：百万円)

		令和3年度					令和4年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	361	685	—	361	685	685	946	—	685	946
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	115	—	—	115	115	115	—	115	115
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2,520	892	—	2,520	892	892	744	—	892	744
	電気・ガス・熱供給・水道業	95	80	—	95	80	80	—	—	80	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	89	100	8	81	100	100	62	0	100	62	
合計	3,067	1,873	8	3,059	1,873	1,873	1,867	0	1,873	1,867	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
		農業	—
林業	—	—	
水産業	—	—	
製造業	—	—	
鉱業	—	—	
建設・不動産業	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	
運輸・通信業	—	—	
金融・保険業	—	—	
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	
上記以外	—	—	
個人	0	—	
合計	0	—	

自己資本の充実の状況等（単体）

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	-	1,070,109	1,070,109	-	932,043	932,043
2%	-	-	-	-	-	-
4%	-	-	-	-	-	-
10%	-	77,231	77,231	-	80,524	80,524
20%	54,570	2,064,233	2,118,803	105,739	2,040,361	2,146,101
35%	-	0	0	-	0	0
50%	271,545	521	272,067	318,750	393	319,143
75%	-	33,236	33,236	-	34,243	34,243
100%	42,857	196,530	239,387	27,127	180,861	207,989
150%	-	1,582	1,582	-	1,348	1,348
250%	-	156,106	156,106	-	156,124	156,124
その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-
合 計	368,974	3,599,551	3,968,525	451,618	3,425,900	3,877,519

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

① 適格金融資産担保

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

② 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証

債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

③ 貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(2) 内部管理における信用リスク削減手法

① 担保に関する評価、管理の方針および手続の概要

担保に関する評価および管理方針は、内部規程にて定め、当該規程に従って定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。

② 主要な担保・保証の種類

主要な担保の種類は、不動産、営業債権担保です。また、主要な保証の種類は、地方公共団体の損失補償・債務保証、農業信用基金協会による保証です。

③ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報

当会は北海道JAグループの一員として、JA・連合会等会員の資金需要に対し、法令で定める限度の範囲内において適正に対応しております。

また、農業の発展に寄与する事業法人等に対しては、格付別の1先当たり与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,880	—	—	960	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	277,048	—	—	227,617	—	—
法人等向け	35	—	—	—	—	—
中小企業等向けおよび個人向け	208	208	—	147	194	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	1	—	—	18	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	277,293	2,089	—	227,783	1,154	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。これら取引については、内部規程において建玉の水準を個々に定め、その範囲内において適正に行うとともに、その遵守状況についてはリスク統括部署においてモニタリングし、適正に管理を行っております。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当会においては、これら取引を行っていないため、リスク管理の方針および手続等は定めておりません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

自己資本の充実の状況等 (単体)

《令和3年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		-				-
合計	-	-	-	-	-	-

《令和4年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		-				-
合計	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

5 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことですが、該当するものではありません。

証券化エクスポージャーの取得に当たっては、外部格付および保有期間毎に定めた取得限度額の範囲内として過度な集中を避けるとともに、フロントから独立した審査所管部が取得審査を行うことにより、内部牽制を行っております。

また、取得後については、フロントが格付等信用力の変化の管理を行い、その内容を審査所管部・リスク統括部署に報告する体制としております。

(2) 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品にかかる会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(5) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	11,850	—	8,129	—
	住宅ローン	18,773	—	27,050	—
	自動車ローン	24,017	—	24,521	—
	その他	5,209	—	5,095	—
	合計	59,850	—	64,796	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

自己資本の充実の状況等 (単体)

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《令和3年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0% ~ 15%未満	—	—	0% ~ 100%未満	—	—
	15% ~ 50%未満	59,249	469	100% ~ 250%未満	—	—
	50% ~ 100%未満	—	—	250% ~ 400%未満	—	—
	100% ~ 250%未満	600	24	400% ~ 1250%未満	—	—
	250% ~ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ~ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	59,850	493	合計	—	—
オフ・バランス	0% ~ 15%未満	—	—	0% ~ 100%未満	—	—
	15% ~ 50%未満	—	—	100% ~ 250%未満	—	—
	50% ~ 100%未満	—	—	250% ~ 400%未満	—	—
	100% ~ 250%未満	—	—	400% ~ 1250%未満	—	—
	250% ~ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ~ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	—	—	合計	—	—

《令和4年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0% ~ 15%未満	—	—	0% ~ 100%未満	—	—
	15% ~ 50%未満	64,796	514	100% ~ 250%未満	—	—
	50% ~ 100%未満	—	—	250% ~ 400%未満	—	—
	100% ~ 250%未満	—	—	400% ~ 1250%未満	—	—
	250% ~ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ~ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	64,796	514	合計	—	—
オフ・バランス	0% ~ 15%未満	—	—	0% ~ 100%未満	—	—
	15% ~ 50%未満	—	—	100% ~ 250%未満	—	—
	50% ~ 100%未満	—	—	250% ~ 400%未満	—	—
	100% ~ 250%未満	—	—	400% ~ 1250%未満	—	—
	250% ~ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400% ~ 1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	—	—	合計	—	—

(注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	—
合計	—	—

(注) 1. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと信用補完機能を持つ/0ストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能をもつ/0ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

6 オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、オペレーショナル・リスクに対するリスクマネジメントの基本的な考え方を網羅した「オペレーショナルリスク管理規程」を定めるとともに、オペレーショナル・リスクをリスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに大別し、そのリスク特性や統制の有効性等に応じ、個別の規程類を定めて管理を行っており、それぞれリスクの極小化を図るように努めています。また、オペレーショナル・リスク管理の強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や会計・事務処理の適正化と事故の未然防止に努めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関する管理の方針および手続の概要

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

(1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リ

スク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続の概要」に記載しています。

(2) 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、自己査定により、価値の毀損の危険性の度合いを判定し、適切に管理を行っています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	5,856	5,856	7,196	7,196
非上場	119,501	119,501	119,501	119,501
合計	125,358	125,358	126,698	126,698

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,978	122	2,866	18

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算の概要

受益証券や金銭の信託等複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のリスク・ウェイト算出は、原則として、告示に定めるルックスルー方式によりますが、ルックスルー方式によりがたい場合には、以下に定めるルックスルー方式以外の方式により算出しています。

(1) ルックスルー方式

次の各号に掲げる適用要件を満たす場合には、裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を、当該ファンドの総資産額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとしています。

- ア. 裏付けとなる資産のエクスポージャー情報が十分かつ頻繁に取得している。
- イ. 裏付けとなる資産のエクスポージャー情報が独立した第三者により検証されている。

(2) マンデート方式

裏付けとなる資産運用基準が明示されているときは、当該資産運用基準に基づき最大となるよう算出した裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を、当該ファンドの総資産額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとしています。

(3) 蓋然性方式

上記（1）および（2）の適用ができないときであって、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときは、次の各号に定める比率を、当該リスク・ウェイトとしています。

- ア. 250%以下 250%
- イ. 250%超400%以下 400%

(4) フォールバック方式

上記（1）から（3）の適用を受けることができないときには、1,250%をリスク・ウェイトとしています。

(1) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	152,083	135,154
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本の充実の状況等 (単体)

9 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手順の概要

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下しない損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、リスクの許容量を踏まえた上で、中長期的に安定した収支を確保するために、ALM管理手法を高度化してコア的な有価証券ポートフォリオを構築し、許容リスク内で収益の安定化・最大化を図っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行に当たっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクに関する情報について毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会にも報告する態勢をとっています。

なお、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、従来の金利リスクマネジメントを補完するものとして位置付けし、四半期毎に算出の上、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

(2) 当会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要（銀行勘定の金利リスク（IRRBB）以外）

リスク資本配賦管理として、分散共分散法によるVaR（※）にて金利リスクを算出しています。なお、算出に際しては一部株式（ETF）と債券の相関を考慮した計測としております。当会の負債の大宗は会員JAからの貯金であり、能動的なコン

トロールが困難であることから、保守的な観点から資産・負債のネットティングはせず、金融資産のみで管理しています。

なお、金利リスク計測の前提において銀行勘定の金利リスク（IRRBB）と大きく異なる点は上述のとおりです。

また、リスク算出の頻度は月次とし、貸出金の期限前返済は無いものとして、金利リスク量を算定しています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。当会の金利リスクの算定においては、保有期間1年、確率1%とし、過去1年の金利変動データを基に算出しています。

(3) 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ ΔEVE ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

なお、 ΔEVE の前事業年度末からの変動は、超長期国債等の残高減少を主因とするものです。

※金利リスク（IRRBB）の算出において、流動性貯金への満期の割当方法は金融庁が定める保守的な前提を採用しており、最長の金利改定満期は5年としております。なお、流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.252年となっております。

また、固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮しておらず、複数の通貨の集計においても、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しており、通貨間の相関等は考慮していません。

スプレッドについては、一定の前提を置きキャッシュ・フローを展開しており、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

なお、内部モデルは使用しておらず、計測値の解釈や重要性に関するその他の説明はありません。

(1) 金利リスクに関して当社が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	46,745	113,789

(2) 銀行勘定の金利リスク (IRRBB) に関する事項

(単位：百万円)

		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	91,007	85,168	4,127	3,544
2	下方パラレルシフト	—	—	70	32
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	91,007	85,168	4,127	3,544
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	155,443		180,806	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

自己資本の充実の状況等（連結）

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社数並びに連結子会社の名称および主要な業務内容	名 称	主要な業務内容
○ 連結子会社数 1社	北海道信連サービス株式会社	建物施設等の管理および その他業務

2 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年度末における自己資本比率は、13.60%となりました。

なお、自己資本比率の算出に当たっては、単体に準じた内容としています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	591億円(前年度476億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	600億円(前年度486億円)

(3) 当連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当連結グループは、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的な自己資本比率充実度の評価方法については、単体に準じた内容としています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	149,666	175,321
うち、出資金および資本準備金の額	96,331	119,171
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	54,917	57,930
うち、外部流出予定額 (△)	1,581	1,780
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付にかかるものの額	—	—
コア資本にかかる調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,850	5,805
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,850	5,805
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	495	245
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	156,012	181,373
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額	205	192
うち、のれんにかかるもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	205	192
繰延税金資産 (一時差異にかかるものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付にかかる資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	205	192
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	155,807	181,180
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,313,410	1,312,501
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	5,506	5,463
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,506	5,463
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,362	19,315
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,333,773	1,331,816
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.68	13.60

自己資本の充実の状況等 (連結)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%
現金	896	-	-	885	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	524,872	-	-	456,324	-	-
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	230,892	-	-	208,906	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	3,916	391	15	2,310	231	9
我が国の政府関係機関向け	42,145	4,214	168	38,135	3,813	152
地方三公社向け	1,880	-	-	960	-	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	2,374,197	412,819	16,512	2,303,790	408,015	16,320
法人等向け	534,011	352,245	14,089	599,356	354,103	14,164
中小企業等向けおよび個人向け	33,915	25,003	1,000	34,807	25,575	1,023
抵当権付住宅ローン	0	0	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	4,147	4,132	165	2,181	2,171	86
三月以上延滞等	2,178	2,515	100	4,296	3,709	148
取立未済手形	114	22	0	92	18	0
信用保証協会等による保証付	31,217	3,116	124	40,115	4,007	160
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	18,838	18,838	753	20,187	20,187	807
(うち出資等のエクスポージャー)	18,838	18,838	753	20,187	20,187	807
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	159,811	393,971	15,758	159,722	393,908	15,756
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外にかかるエクスポージャー)	14,053	35,134	1,405	13,537	33,842	1,353
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	141,286	353,215	14,128	141,286	353,215	14,128
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	766	1,915	76	1,300	3,252	130
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段にかかる五パーセント基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,705	3,705	148	3,598	3,597	143
証券化	59,850	12,338	493	64,796	12,856	514
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	59,850	12,338	493	64,796	12,856	514
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	152,083	78,292	3,131	135,154	78,439	3,137
(うちルックスルー方式)	152,083	78,292	3,131	135,154	78,439	3,137
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		5,506	220		5,463	218
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-		-	-
信用リスク・アセットの額の合計額		1,313,410	52,536		1,312,501	52,500

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額	20,362	814	19,315	772

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法))

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 連結自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	1,333,773	53,350	1,331,816	53,272

自己資本の充実の状況等 (連結)

3 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定められていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	令和3年度				令和4年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
国内	3,957,025	1,142,631	697,931	—	3,866,888	1,093,123	693,556	—
国外	6,010	—	6,010	—	5,183	—	5,183	—
合計	3,963,036	1,142,631	703,942	—	3,872,072	1,093,123	698,740	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

	令和3年度				令和4年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
農業	30,314	30,314	—	—	31,277	31,277	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	63,567	54,404	6,631	—	85,662	47,151	35,632	—
法 人 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	40,784	40,182	100	—	46,225	42,420	3,302	—
電気・ガス・熱供給・水道業	51,488	32,920	17,752	—	72,207	33,151	38,240	—
運輸・通信業	19,180	10,956	8,224	—	30,427	12,662	17,764	—
金融・保険業	2,618,924	466,125	46,954	—	2,546,436	418,822	58,829	—
卸売・小売・飲食・サービス業	353,084	351,497	900	—	364,398	359,407	4,305	—
日本国政府・地方公共団体	755,089	131,710	623,378	—	664,596	123,931	540,664	—
上記以外	198	173	—	—	256	239	—	—
個人	24,344	24,344	—	—	24,058	24,058	—	—
その他	6,059	—	—	—	6,526	—	—	—
合計	3,963,036	1,142,631	703,942	—	3,872,072	1,093,123	698,740	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

	令和3年度				令和4年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
1年以下	2,189,267	215,457	26,432	—	2,153,990	213,125	25,074	—
1年超3年以下	256,308	138,533	86,376	—	278,446	139,751	104,710	—
3年超5年以下	204,009	148,138	47,805	—	222,825	149,804	73,020	—
5年超7年以下	157,118	113,110	44,008	—	122,215	111,339	10,875	—
7年超10年以下	167,415	112,571	54,844	—	152,386	108,139	44,247	—
10年超	588,256	143,781	444,474	—	587,080	146,268	440,812	—
期限の定めのないもの	400,660	271,038	—	—	355,127	224,485	—	—
合 計	3,963,036	1,142,631	703,942	—	3,872,072	1,092,913	698,740	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
国	内	2,178	1,961
国	外	—	—
合	計	2,178	1,961

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

b. 業種別

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
法人	農業	1,134	1,108
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	上記以外	—	—
	個人	1,043	853
合計	2,178	1,961	

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,274	1,647	—	1,274	1,647	1,647	1,002	—	1,647	1,002
個別貸倒引当金	3,067	1,873	8	3,059	1,873	1,873	1,867	0	1,873	1,867

b. 地域別

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

c. 業種別

(単位：百万円)

		令和3年度					令和4年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	361	685	-	361	685	685	946	-	685	946
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	115	-	-	115	115	115	-	115	115
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2,520	892	-	2,520	892	892	744	-	892	744
	電気・ガス・熱供給・水道業	95	80	-	95	80	80	-	-	80	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	89	100	8	81	100	100	62	0	100	62	
合計	3,067	1,873	8	3,059	1,873	1,873	1,867	0	1,873	1,867	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
		農業	-
林業	-	-	
水産業	-	-	
製造業	-	-	
鉱業	-	-	
建設・不動産業	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	
運輸・通信業	-	-	
金融・保険業	-	-	
卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	
上記以外	-	-	
個人	0	-	
合計	0	-	

自己資本の充実の状況等 (連結)

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	—	1,070,109	1,070,109	—	932,043	932,043
2%	—	—	—	—	—	—
4%	—	—	—	—	—	—
10%	—	77,231	77,231	—	80,524	80,524
20%	54,570	2,064,233	2,118,803	105,739	2,040,361	2,146,101
35%	—	0	0	—	0	0
50%	271,545	521	272,067	318,750	393	319,143
75%	—	33,236	33,236	—	34,243	34,243
100%	42,857	196,547	239,405	27,127	180,878	208,006
150%	—	1,582	1,582	—	1,348	1,348
250%	—	156,106	156,106	—	156,124	156,124
その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—
合 計	368,974	3,599,568	3,968,543	451,618	3,425,917	3,877,536

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続等については、親会社に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,880	—	—	960	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	277,048	—	—	227,617	—	—
法人等向け	35	—	—	—	—	—
中小企業等向けおよび個人向け	208	208	—	147	194	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	1	—	—	18	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	277,293	2,089	—	227,783	1,154	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

5 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引を行っていないこと、また、長期決済期間取引については、親会社でも取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示事項をご参照ください。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

《令和3年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引						
一括清算ネットting契約による与信相当額削減効果（△）		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

《令和4年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引						
一括清算ネットting契約による与信相当額削減効果（△）		-				-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただしOを下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

6 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和3年度		令和4年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	11,850	—	8,129	—
	住宅ローン	18,773	—	27,050	—
	自動車ローン	24,017	—	24,521	—
	その他	5,209	—	5,095	—
	合計	59,850	—	64,796	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《令和3年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	59,249	469	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	600	24	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	59,850	493	合計	—	—
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	—	—	合計	—	—

《令和4年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	64,796	514	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	64,796	514	合計	—	—
オフ・バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	—	—	合計	—	—

(注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

自己資本の充実の状況等 (連結)

- c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	—
合計	—	—

(注) 1. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと信用補完機能を持つ/0ストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
 なお、「信用補完機能をもつ/0ストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引にかかる他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

- d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

7 オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、親会社に準じた内容としています。親会社におけるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

8 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

- (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	5,856	5,856	7,196	7,196
非上場	119,491	119,491	119,491	119,491
合計	125,348	125,348	126,688	126,688

- (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,978	122	2,866	18

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

9 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外でファンド向け与信等を行っていません。リスク・ウェイトのみなし計算の概要は単体の開示事項をご参照ください。

(1) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	152,083	135,154
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本の充実の状況等 (連結)

10 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容をご参照ください。

(1) 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	46,745	113,789

(2) 銀行勘定の金利リスク (IRRBB) に関する事項

(単位：百万円)

	△EVE		△NII	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1 上方パラレルシフト	91,007	85,168	4,127	3,544
2 下方パラレルシフト	—	—	70	32
3 スティープ化				
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	91,007	85,168	4,127	3,544
	令和3年度		令和4年度	
8 自己資本の額	155,807		181,180	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	125	39

(注1) 対象役員は、経営管理委員12名、理事5名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA組合長の中から選出された委員12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

役員等の報酬体系

2 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等（注2）の役員等であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした（注4）。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3）「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4）令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3 その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

索引

このディスクロージャー誌は農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに掲載しております。

◆単体開示項目

(農業協同組合法施行規則第204条関連)

1. 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	45
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	45
(3) 会計監査人の名称	83
(4) 事業所の名称及び所在地	47
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	46
2. 主要な業務の内容	39~40
3. 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	9~10
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	84
b 経常利益又は経常損失	84
c 当期剰余金又は当期損失金	84
d 出資金及び出資口数	84
e 純資産額	84
f 総資産額	84
g 貯金等残高	84
h 貸出金残高	84
i 有価証券残高	84
j 単体自己資本比率	84
k 剰余金の配当の金額	84
l 職員数	84
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	84~85
b 貯金に関する指標	86
c 貸出金等に関する指標	86~90
d 有価証券に関する指標	90
4. 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	28~29
(2) 法令遵守の体制	30~33
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	23、26
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	33
5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	50~52
(2) 債権にかかる事項	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	89
b 危険債権	89
c 三月以上延滞債権	89
d 貸出条件緩和債権	89
(3) 自己資本の充実の状況	11、96~113
(4) 取得価額又は契価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	91

b 金銭の信託	92
c テリバティブ取引	92
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	90
(6) 貸出金償却の額	90
(7) 会計監査人の監査を受けている旨	83

◆連結開示項目

(農業協同組合法施行規則第205条関連)

1. 連合会及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 連合会及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	93
(2) 連合会の子会社等に関する事項	
a 名称	93
b 主たる営業所又は事務所の所在地	93
c 資本金又は出資金	93
d 事業の内容	93
e 設立年月日	93
f 連合会が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	93
g 連合会の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	93
2. 連合会及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
(1) 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	94
b 経常利益又は経常損失	94
c 当期利益又は当期損失	94
d 純資産額	94
e 総資産額	94
f 連結自己資本比率	94
3. 連合会及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	67~70
(2) 債権にかかる事項	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	94
b 危険債権	94
c 三月以上延滞債権	94
d 貸出条件緩和債権	94
(3) 自己資本の充実の状況	114~128

◆その他重要な事項

(農業協同組合法施行規則第207条関連)

役員等の報酬体系	129~130
----------	---------

JAバンク相談所

●JAバンクではお客さまに満足いただけますよう日頃より心掛けておりますが、JAバンクグループの信用事業に関してご不満を感じた場合には、苦情等を受け付ける公正・中立な第三者機関として、「JAバンク相談所」を設置しておりますので、お気軽にご利用ください。お客さまから相談所に連絡があった場合には、公正な立場で迅速な解決を図ることとしております。

JAバンクグループの第三者機関「JAバンク相談所」
東京都千代田区内神田1丁目1番12号 TEL 03-6837-1359

●また、当会の信用事業に関する取引についてご不満を感じた場合には、下記窓口でも苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。JAバンクはより一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客さまの声を誠実に受け止めます。

「JAバンク苦情受付窓口 北海道信連窓口（業務部）」
TEL 011-232-6803



発行 令和5年7月

北海道信用農業協同組合連合会 総務部・総合企画部
〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 TEL 011-232-6010(代表)
ホームページ <http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren>

ホームページには、『北海道信連の現況(ディスクロージャー)』等を掲載しております。たくさんのアクセスをお待ちしております。



この冊子は、環境に配慮した植物油インキ(ベジタブルオイルインキ)を使用しています。